

会 議 録

名 称 平成30年度第6回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
日 時 平成31年2月12日(火) 午前10時00分～午後0時43分
場 所 世田谷区役所 第1庁舎5階 庁議室
出席委員 小橋昇 室井敬司 菅野典浩 高山梢 矢島嗣久 林忠清 旦尾衛 鶴谷緑平
藤原和子 中村重美 玉置肇 福田里香
説明員等 ふるさと納税対策担当課長 中西成之 情報政策課長 齋藤稔
区政情報課長 好永耕 人権・男女共同参画担当課長 山戸茂子
国保・年金課長 太田一郎 障害者地域生活課長 阿部辰男
子ども家庭課長 松本幸夫 保育認定・調整課長 有馬秀人
事務局 総務部長 中村哲也 区政情報課長 好永耕 情報政策課長 齋藤稔
情報政策課情報政策担当係長 服部英樹 区政情報課区政情報係長 宮崎俊秋
区政情報課区政情報係副係長 小田純也 区政情報課区政情報係 岡田英朗

会議次第

(1) その他報告事項

報告第299号「環境計画業務」における「環境に関する区民意識・実態調査」に係る外部委託先について

(2) 審議事項

諮問第812号

「子育て支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

(幼児教育・保育の無償化及び保育所入園関連業務に関する業務委託)

諮問第813号

「寄附受領業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

(ふるさと納税に係る書類等の印刷・印字・封入封かん及び発送業務の外部委託)

諮問第814号

「子ども家庭支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

(子育てステーションほっとステイ事業運営業務の委託内容の変更)

諮問第815号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(福祉タクシー券等の確認業務委託)

諮問第809号

「国民健康保険業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(特定健康診査受診及び特定保健指導利用の勧奨電話業務等の委託内容の変更並びに糖尿病性腎症重症化予防事業に係る保健指導業務等の外部委託)

諮問第816号

「配偶者暴力等被害者支援業務」、「売春防止法に基づく婦人保護事業業務」、「入院助産業務」、「母子支援業務」及び「福祉資金貸付業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録、外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合について

(DV等相談記録管理システムの構築等)

(3) その他報告事項

個人情報を取り扱う業務に対するモバイルワーク試行(第2フェーズ)の実施について

1. 開 会

会長 定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第6回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会を開会します。

本日は、唐橋委員から御欠席の連絡をいただいております。また、山田委員からは、1時間ほどおくれるか、場合によっては欠席と御連絡をいただいておりますので、開始したいと思います。

まず、事前にお送りしております、前回、平成30年度第5回審議会の会議録について確認いたします。

平成30年度第5回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会会議録確認

2. 議 事

会長 それでは、審議に入ります。

本日は、諮問案件6件、その他報告が2件となっております。

諮問事項の前に、その他報告事項をお願いしたいと思います。

(1) その他報告事項

報告第299号

会長 まず、事務局より説明をお願いします。

区政情報課長 その他報告をまず報告させていただきます。配付資料はございませんので、口頭で御説明いたします。

前回の12月の審議会におきまして、環境計画課より報告事項として「環境計画業務」における「環境に関する区民意識・実態調査」に係る外部委託につきまして御報告いたしました。本件の外部委託先は株式会社タイム・エージェントという会社でしたが、環境計画課の報告の際に、委員の方より、外部委託先の規模や体制、資本金、社員数、世田谷区内に本社があるのかどうなのかというような御質問をいただき、確認した後、本審議会で報告するという事になった案件でございます。

本件につきましては、所管課である環境計画課が確認しましたところ、規模につきましては、1983年7月に設立した法人でありまして、従業員は30名の法人でございます。それから、事業の内容としましては、社会調査やマーケティングリサーチなどがございます。

資本金につきましては2,600万円でございます。社員数は、先ほど申し上げましたが、30名でございます。本社につきましては東京都渋谷区円山町にございまして、世田谷区に本社はございませんでした。

以上、環境計画課から確認した内容について御報告いたします。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 法人というふうにおっしゃったのは、株式会社と理解してよろしいですか。

区政情報課長 そのとおりでございます。

会長 よろしいですか。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかに御質問ありでしょうか。 ないようでしたら、報告を了解するというようにします。

(2) 審議事項

諮問第812号

会長 次に、諮問第812号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

お送りしました資料の1ページ目をごらんください。「子育て支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の2ページ目からが諮問の内容となっております。

所管課は、保育担当部保育認定・調整課でございます。

審議のポイントは、お配りしてございますクリアファイルの3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

保育認定・調整課長 それでは、審議資料No.1、諮問第812号「子育て支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について、保育認定・調整課長、有馬より説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして2ページをごらんください。

1の委託の件名は記載のとおりです。

2の委託の内容(1)幼児教育・保育の無償化に関する業務の説明に入ります前に、無償化の制度について若干説明させていただきますので、8ページをごらんください。8ペ

ージが無償化の制度になりますが、1の総論につきましては記載のとおりです。

2の対象者・対象範囲等でございます。(1)幼稚園、保育所等につきましては、3歳から5歳の利用料が無償となります。米印の1つ目ですが、新制度の対象とならない幼稚園、いわゆる一般的な私立幼稚園を想像していただければと思いますが、こちらにつきましては月額2万5,700円までが無償となります。米印の4つ目ですが、保護者から実費で徴収している費用、例えば食材料費等につきましては、国は現在、保護者が負担するという考え方をとっております。黒丸の0～2歳につきましては、住民税が非課税の世帯を対象に無償となります。

(2)の幼稚園の預かり保育については、保育の必要性がある場合、幼稚園の2万5,700円まで無償になりますが、これに加えて、例えば一時預かりなどの実態に応じまして1万1,300円、合計で3万7,000円までが無償の対象となります。1つ目の保育の必要性の認定とありますが、幼稚園の預かり保育の無償化の対象となるためには、先ほど来説明している保育の必要性、例えば就労しているとか、こういったものは認定が必要になりました。この支給認定を受けることになります。

(3)の認可外保育施設等でございます。こちらは3歳から5歳について、先ほど認可保育園については無償化というお話をしましたが、認可外の保育施設につきましては、認可保育園には入園できない待機児童がいることを踏まえまして、保育が必要な場合、月額3万7,000円までの利用料が無償となります。認可外保育施設等については、保護者が無償化の対象となるためには、先ほど来説明している保育の必要性の認定、支給認定というものを受ける必要がございます。米印の1つ目ですが、認可外のほか、一時預かり、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象となります。米印の3つ目ですが、この対象施設は、都道府県に届け出を行って、国が定める基準、例えば2方向に避難経路があるとか、子どもに対して面積が必要な基準を満たしているとか、こういった基準に適合している必要があります。ただし、届け出を行っているけれども、こういった基準を満たしていない場合でも、5年間の経過措置期間については無償化の対象となる予定でございます。黒丸の0～2歳につきましては、先ほど説明したとおり、住民税非課税世帯について、こちらは4万2,000円までが無償の対象となっております。

次ページをごらんください。黒丸の質の確保・向上につきましては記載のとおり、3の財源、4の就学前の障害児の発達支援についても記載のとおりです。

5の実施時期は、2019年10月1日を予定しておりまして、今国会で関連法案が提出され

る予定でございます。

6のその他、支払い方法は、例えば認可保育園や区立の幼稚園は保育料を徴収しないということで無償化の対応をしようと考えております。私立幼稚園については、今後検討で、認可外の保育施設で、東京でいくと認証保育所とかがイメージが湧くと思いますが、こういったところは、一旦保護者が施設でお金を払い、その後、補助金を支給する方向で現在検討しております。

無償化の概要の説明につきましては以上となります。

2ページ目にお戻りください。2の委託の内容でございます。2段落目、無償化の対象となるためには、認可保育園は新たな手続を保護者は行わずに、保育料をゼロにする方向で考えております。私立幼稚園の場合、教育時間については先ほど2万5,700円の補助と申し上げましたが、教育時間以外、例えば2時以降に一時預かりを行う場合とか、また、先ほど来説明している認可外の保育施設で1日11時間などの保育料がかかってくるものについては、保育の必要性が認定された場合、こちらは無償化の対象になりますが、この認定業務を一部外部委託する方向でございます。

の幼児教育・保育の無償化に伴う支給認定業務ですが、制度導入ということもありまして、該当者に漏れなく周知する関係から、3歳から5歳児のうち認可保育園に在籍する児童を除きました保護者全員、1万4,000人ぐらいを想定していますが、こちらに対して別途、区から御案内をする予定です。その後、申請書が区に届けられますので、この開封であったり、確認業務であったり、審査だったり、システムへの入力、こちらを行う予定でございます。

なお、本業務は区の執務室で実施いたします。

の幼児教育・保育の無償化に伴う電話対応業務でございます。認可保育園を除く世帯に御案内を一齐に発送しますので、問い合わせが一時的に膨らむ可能性がありますので、ここで初めの電話対応を外部に委託し、制度の概要等の御案内をお願いする予定でございます。

3ページをごらんいただきまして、3ページの一番上、応答できない問い合わせが事業者のほうで対応できない場合には、区へファクスにより報告をしていただき、区から相談者へ折り返し回答する予定でございます。

なお、本業務につきましては、区庁舎以外で履行する予定でございます。

(2)の保育入所関連業務でございます。この業務は、今の無償化とは別に、これまで

入園担当で実施してきた業務の一部委託となります。認可保育園等の4月の申し込みが毎年6,000件を超し、在園児童も年々増えていることから、入力業務等を外部に委託するものでございます。具体的には、申請書の開封、確認、申請書をスキャナーで読み込み、そのデータの確認、もしくは修正、また、スキャナーで読めない部分の手入力、また、通知書類等の封入作業を行う予定です。

なお、本業務は区の執務室内で行います。

3の諮問の趣旨、4の対象となる個人の範囲は記載のとおりです。

5の(1)個人情報の項目、幼児教育・保育の無償化に伴う支給認定業務です。4ページをごらんください。区から委託先へ提供するものは、データを入力、確認してもらった記載のデータとなります。イ及びウにつきましては該当はございません。

続きまして、幼児教育・保育の無償化に伴う電話対応業務でございます。区から委託先へ提供するものはございません。イでございますが、区から折り返し連絡する場合には、必要に応じて記載の情報を取り扱うこととなります。ウについては該当はございません。

続きまして の保育入所関連業務でございます。ア、区から委託先へ提供するものは、データの入力、確認してもらったための記載のデータとなります。イ及びウは該当はございません。

5ページへお進みください。(2)件数、 の支給認定は、先ほど、制度導入当時は3歳から5歳児の支給認定を必要とするものを1万件と想定し、2020年4月に新3歳児になる方を3,300件とし、合計1万3,300件を想定しております。 の電話対応業務ですが、電話は約6,000件を想定してありまして、そのうち事業者から区にファクスが送られる件数、いわゆる区から回答する必要があるものを年300件と想定しております。 の保育入所関連業務につきましては、申込者及び在園児を合計して1万9,200件を想定しております。

6の個人情報を取り扱う場所ですが、(1)の支給認定については執務室、(2)は委託先、(3)は執務室となっております。

7の個人情報を取り扱う場所の共用の有無についてはございません。

8については記載のとおりです。

9の(1)及び(3)は、区の電子計算機に直接情報を入力するため、使用はいたしません。(2)の電話対応業務は、電話記録をとるために使用いたします。

10でございます。6ページへお進みください。10及び11につきましては、現時点で事業者が決まっておりませんので、業者の選定に当たり確認し、遵守させていただきます。

12については記載のとおり、13は先ほど申し上げたとおり、委託先は今後選定いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 ちょっと教えてください。今のページでいきますと3ページのところ、これは2ページから続くんですが、電話対応業務というのは、いわゆるコールセンターという形のことですかね。

保育認定・調整課長 そのとおりでございます。

委員 その関係で、その次のページ、4ページの電話対応業務のところ、区から委託先へ提供するものはないよというふうになっていますね。それから、イのところなんですが、委託先が本人から収集するものところに「必要に応じて」という言い方があるんですけども、電話対応業務のところは一般的には、この2ページの説明によると、制度の概要及び関連する業務の問い合わせ先を案内するという表現ですよ。ということは、主には電話対応、コールセンターで行うものは、制度概要の説明なり、あるいは照会対応ということであれば、そこに個人情報が一般的に介在するということは考えにくいんですけども、4ページのイのところ「必要に応じて以下の情報を取り扱う」ということで、そこに住所、氏名、連絡先等個人情報が並べられているんですが、これの意味合いというのはどういうことなのか、どういう場合にこういうことが起こってくるのか、それをまず伺いたいのが1つ。

それから、5ページのところで委託先との個人情報の授受の方法について、文書及び口頭によるというふうに書いていますね。ということは、回線結合はもちろんしないし、USBなど、いわゆる電磁的な記録媒体についての渡しもないよ。あくまで紙ベースということでは理解をしてよろしいのかどうか。

それからもう1つ、これは最後のところ、これはまだ未定だという話なんですけど、この支給認定業務、電話対応業務、それから入所関連業務、これは別々の事業者を想定しているのか、あるいはそれは一体のものとして同一の事業者を想定しているのか、そこだけちょっと教えていただけますか。

保育認定・調整課長 まず、幼児教育・保育の無償化に伴う電話対応業務でございますが、

先ほど委員お話のありましたとおり、基本的には制度の説明にとどまりまして、個人情報を取り扱う予定はございません。ただ、委託業者、コールセンターを請け負う業者が全て対応できるものだけではなく、こちらから区で検討し折り返しする内容というのは当然出てくると思います。その場合にはこちらから折り返す必要がございますので、そのときに個人を特定するための情報、住所であったり、お名前であったり、場合によっては生年月日を、事業者には保護者から聴取してもらい、それを区側にファックスで回答してもらいます。そのために、区から事業者には提供するものはございませんが、区が取り扱う個人情報として記載のものを書かせていただいております。

次に、8の委託先との個人情報の授受の方法ですが、まず、無償化に伴う認定業務と保育入園に伴う作業につきましては事務室内で行います。ですので、書類のやりとりは紙で行います。

次に、先ほど申し上げた電話対応業務につきましては、やりとりはファクスということですので、基本的には文書でのやりとりになります。

最後に、事業者の3つの業務ですが、こちらは全て1つの事業者をお願いする方向で進めております。

説明は以上です。

委員 では、その関係で、必要に応じて制度概要を説明、照会対応が主な業務であるけれども、内容によっては区から直接御本人様宛てに回答する必要もあるので、その場合には個人を特定する必要があるのでは、ここに書いてあるような個人情報についても聴取した上で、それを区のほうに上げるという話ですよね。

問題は、そこで一旦、この種のコールセンター、これは庁舎の室外に置かれるところなわけですね。そこで設けられているところで行うその業務にかかわって個人情報を聴取した場合の扱いだとか、もちろん保管なり、あるいは場合によっては必要がなくなった場合には廃棄をするとか、その辺の関係のところはどういうふうな扱いになっているんでしょうか。

執務室内については、それは当然、ここに書いてあるような保護管理体制でいいと思うんですが、この一般的に書いてある5ページのところの委託先の個人情報の保護管理体制、この一般のくくりの中に、今言った必要に応じて特定の個人から聴取する個人情報の扱いについても、このルールでもって賄えるというふうに考えているんでしょうか。

保育認定・調整課長 基本的には、こういった委託業務を行う場合の電算処理の業務委託契

約の特記事項に基づいて行いますし、これから選定する事業者につきましても、プライバシーマークであったり、または情報セキュリティマネジメントシステムを取得している事業者をまず条件として行いますので、こういった形で個人情報は守っていきたいと考えております。

委員 その取扱いのところが、一旦聴取したものというのは、その方に関する大事な情報ですので、その扱いがその後どうなっていくのかということについてもちゃんとフォローをしていただくようお願いしたいと思います。

私のほうからは以上です。

委員 今の点と、あと3つあるんです。概要をお知らせすると、よく金融機関の方があるんですけども、その件は 番へおかけ直してくださいということで個人情報をとらないやり方はだめなんでしょうか。選択、検討に上がらなかったのか、どうしてこの個人情報をとるほうにしたのかというところをまず1点お伺いしたいんですけども。

保育認定・調整課長 今回の無償化の制度なんですが、正直、お子さんの状況によってさまざまな部署に該当します。例えば保育園であれば区の場合と、認可保育園であれば認可保育園の担当部署であり、認可外であれば認可外の対象であったり、また一時預かりになれば、保育を使っている場合もあれば、子ども家庭課という部署であったり、また、ファミリー・サポート・センターとすれば、その部署だったり、いわゆる番号でこの内容を聴きたいというのがもっとも指示ができるのであれば、それはそもそもその所管を御案内すればいいんですが、それがかなり多岐にわたる制度なので、無償化という制度は、一旦そのコールセンターで受けてもらおうと思っています。その後、お話の中で、どうもこの部署だというふうにわかれば、そこを御案内すれば済むんですが、そういった意味では、コールセンターだけではどうしても、制度上さまざまな、認可を使いながら認可外の一時的預かりを使ったりというような可能性もあるので、そういった意味ではコールセンターから一旦区のほうに御案内をいただき、そこでどの部署が答えるかを検討した上でやらないと、多分短時間でこの制度が始まるので難しいと判断をし、こういう手法をとらせていただきました。

委員 そうすると、区のどの部署に振り分けるかというのをやる検討チームが常設であるという理解でよろしいですか。

保育認定・調整課長 今、支給認定という業務においては入園担当が一旦お受けしますが、今度、来年度の組織改正では、私どもの部署の中に幼児教育・保育の無償化の担当の組織

をつくる予定です。もしどうしても所管がわからない場合は、ここで一旦受けることにしております。

委員 振り分ける専門じゃなくて、いろんな業務をやりながら振り分けるというのも来たら、その人はどこだねというふうに、マルチタスクという理解でよろしいですか。

保育認定・調整課長 もう1度よろしいですか。

委員 その振り分けるという業務に誰かが専任でいるわけではなくて、無償化のことを全体やるチームの中での仕事の1つとして、コールセンターから上がってきたものをどの部署だねというふうな判断は、無償化のほかの仕事もしながらやるというイメージで言われていますか。

保育認定・調整課長 一旦は今回の委託業務は支給認定という保育の必要性を判定する業務になりますので、それに対する問いの所管をまず1本、入園担当のところでは置いてあります。その後に無償化の担当、支給認定だけではなくて、補助金やら様々なことをトータルで見る部署を1つ設けていますので、流れとしては、コールセンターから入園の担当、入園の担当で答えられるものは入園の担当で答えられますけれども、やはりそれだけで答えられない場合には、幼児教育・保育の無償化を担当する所管に流し、そこから必要な所管から回答、もしくはまとめて回答する予定でございます。

委員 それであれば、最初からこちらにおかけ直してくださいとあって、その入園担当のところにかけていただいて、そこから振り分けるのと、私が申し込むほうであれば、そっこのほうが安心感が大きいなというふうに個人情報の中で考えたんですけども。

保育認定・調整課長 今回、制度導入というところもあり、コールセンターの中でどこも多分指定ができないくらい、ちょっと複雑に所管がまたがっているなというふうに感じているので、それで今みたいな方策をとらせてもらっています。

委員 そうすると、コールセンターの役目は何を……。

保育認定・調整課長 制度の説明です。例えば、先ほど私が申し上げたような概要の中で、保護者の方々に私たちはこれだけ詰めていますけれども、恐らくどの施設はどのくらいの金額が無償化の対象になるのか、保育の必要性が必要なのか必要じゃないのか、保育の必要ってそもそも何だというのが多分わからない方が多いと思います。そういったものをまずは一旦コールセンターで受けるという想定でいますので。

委員 個人情報とかをとると、一緒に何か相談ベースにならないか、どういう役割なのかというのがちょっとぼやけるんじゃないかなと思って伺っているんです。

保育認定・調整課長 保護者の了解を得た上で当然個人情報を得るわけですが、どうしても個人情報が必要なケースがあります。例えば、子どもが保育園に2人目のお子さんがいるけれども、一番上の子が小学生にいるときに、この人の保育料が幾らになるなんていうのは、それこそ兄弟の構成とかがわからないと答えられません。それはコールセンターでは限界がありますので、そういった場合には個人情報を聴かせていただき、こっちはその方の家族構成を調べた上でないと答えられない部分があるので、そういった意味では、回答するに当たっては個人情報というのは必要だと考えています。

委員 申し訳ありません。私が言っているのは、そういう状況であれば、コールセンターから区の入園担当の番号を案内することのほうが、個人情報としては、この審議会でやっている最低限のというところに一番沿うのかなと思ったんですけれども、そうじゃなかったのがちょっと私には理解できなくて申し上げました。

保育認定・調整課入園担当係長 私のほうから補足させていただきます。

まず、コールセンターのほうなんですけど、こちらはまず一番最初に申請書を発送するのが大体1万4,000件、そのくらいを想定しております。基本的にそれに対して3分の1の方からこちらのほうに問い合わせがあった場合、大体6,000件ぐらいの電話があるかと思えます。入園担当のほうは通常業務もありまして、電話の本数的にも、どうしてもそれに全て対応することはできない。それと、あとこちらのほう、先ほど課長から説明がありましたとおり、それぞれ幼稚園や、あとは一時預かり、認可外保育と、それぞれのところで無償化について受付とか実際に作業を行うようになりますので、詳細に関しましては、やはりそちらのほうでちょっと説明ができないところがありますので、一旦コールセンターのほうでお電話でお話を聴いて、そのかけてきた方がどういうサービスを受けられているのか、それを受けて入園担当のほうで一旦引き取って、それぞれの担当のほうからお答えいただく。それがまず1本ありまして、あともう1つは、今回、無償化ということで、保育の必要性を認定するために支給認定書を出していただきますので、その書き方とか、そちらのほうはコールセンターで御説明いただくんですが、ただ、保育の必要性というのはその方によって、就職している方であったり、あとは介護をしている方であったり、いろいろな状況がありますので、どうしてもコールセンターだけでは一般的なことで答えられないものに関しては、折り返しお電話をするということの必要性がどうしても出てきてしまうので。

委員 申し訳ありません、コールセンターで受けてわからないものを区の人が後で折り返し

ますよね。わからない人は区に問い合わせても、問い合わせ件数は変わらないかと思うんですが、違うんですか。

保育認定・調整課入園担当係長 実際に一般的なことに関しては全てコールセンターのほうでお答えいただくようお願いするつもりであります。

委員 そうですよね。それで個人情報が要るような、折り返さなきゃいけないようなものに関して、区の番号を御案内するというんじゃだめなんですか。

保育認定・調整課長 その区の番号を案内する番号がどこなのかが個人によって、かなりそこまで深い質問になってくるとわからないので、例えば入園を御案内しても、恐らく入園というのは保育の必要性の支給認定の業務になります。その後、幼稚園でどのぐらいの補助金が出るのかとか、認可外で補助金がどのぐらい出るかというのは入園では答えられないので、結局またそこから入園はほかの部署を御案内するようになってきます。

委員 それでいいんじゃないですか。個人情報を最低限にするのにはそれでよろしいかと思うんですけども。

保育認定・調整課長 こちらからすると、保護者として御質問があって、それを何カ所も何カ所も転々とさせるよりは、やはり保護者の必要な情報について一定程度取りまとめてお答えする方がいいかと思ったので、こういう方策にしています。

委員 どれだけ時間が短縮できるんですか。

保育認定・調整課長 わかりませんが、ただ、この問い合わせは、今、国は法案が出ていない中で、恐らく4月とかに仮に出た場合に、10月までに支給の無償化が始まります。この二、三カ月間でさまざま対応していかなければならないので、それを今までの例えば1年通じての業務であれば話は別なんですけれども、たかだか数カ月間でこれを処理しなければならないので、こういった役割分担をしながら対応していかなければ、保護者の方にも丁寧な御案内ができないと思ったので、こういう方策をとっています。

委員 丁寧というか、ここは個人情報は最低限という視点で見ると、私が今言ったような問題があるのかなということをお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

こちらの事務局の小田さんのほうにもお伝えしているんですけども、この申請書のフォーマットはいつぐらいに出てくるのか。もう出ているんだったら、どんなものなのかというのを見たいなと伝えたいです。といいますのは、保育を必要とする事由というのが、これは結構センシティブだと思うんですけども、どういうものがあるのかとか、何文字書けるものなのか、どういうスペースのものなのかがちょっとわからなかったのでお伺い

します。

保育認定・調整課長 支給認定の申請書については様式が定められているので、それを後ほど提示するという事によろしいのでしょうか。

委員 先週のうちに提示希望ということはお伝えしているので、もし決まっているのであれば。

保育認定・調整課長 今既にある様式がございますので、それを提示することはできます。ただ、今回の無償化に伴って、支給認定が1号認定、2号認定、3号認定とあるんですけども、今回、国では2号相当という新しい仕組みをつくらうとしているので、これがどういう様式なのかという国の提示はないので、場合によっては変わる可能性はありますという前提で、今の既存のものということで、では、後ほど対応させていただきます。

委員 今お伺いしたのは、保育を必要数とする事由というのはどんなのがあって、何文字ぐらい書けるものなのか、ここはきっと個人情報結構入ると思うんですけども。

保育認定・調整課長 今の様式の中ではチェック項目がありまして、就労というもの、これは条例で定めることになっていまして、世田谷区の場合は月48時間以上の就労となっています。あとは妊娠・出産であったり、疾病、障害、介護等、求職活動であったり、就学、あとその他ということでチェックをしていただき、その後、その証明できる添付書類をつけてもらうというのが今の流れです。

委員 その他というのは文字を何文字か書ける。

保育認定・調整課長 そうですね。括弧書きで1行程度ですか。1行の半分ぐらいですか、A4でいくと、この半分ぐらいの1行分の。

委員 30字ぐらい。

保育認定・調整課長 30字も書けないぐらいです。

委員 ありがとうございます。

委員 ちょっと気になっていることがあるので、1点だけ教えてください。5ページのところで委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無の中で(1)のところ、支給認定業務、それから(3)保育入所関連業務、区の電子計算機に直接情報を入力するというのがありますね。これは上のほうで取り扱う場所が執務室内というふうになっていますから、ということは、区の職員もいるところと同じ執務室内に電算機が置かれていて、執務室内で区の職員と席を同じくするという形になるわけでしょうか。

保育認定・調整課長 席自体がフロアとしては同じ場所にはありますが、パーテーションで仕

切って、例えばこちらの右半分にその業者の方がいて、左側に区の職員がいるというような形を想定しています。

委員 その場合に、先ほど一番最後のところで私質問させていただいた、委託先は3つの業務とも同一の事業者を想定という話がありましたけれども、委託を請け負う形になりますが、その室内で作業を行う委託事業者の従事者というのは、そこから派遣されてきているという扱いなんですか。それともどういう仕組みでこの業務を行わせるのか。例えばその業務を行う場合にはパーティションで仕切っているので、そこは区の職員と同じフロアにいるけれども、区の職員の指示等は受けないという形なんですか。

保育認定・調整課長 委託業務なので、そこに責任者を1人置いて、区の指示はその責任者を通じてしか行いません。あとはコールセンターについてはどういった人材がいるかはちょっとわからないので、そちらで必要な業務を担ってくださいという契約になっています。なので、人材派遣とは違いますので、個々の従事する方々に区から直接指示を出すことはございません。

委員 ということは、一般的によく言われる偽装請負のような、そういうものではないということでしょうか。

保育認定・調整課長 今回、特に区の執務室の中ということでしたので、その偽装請負の問題がやはり生じる可能性がありましたので、弁護士の方を通じてどこまでの範囲のどのような指示の出し方だと偽装請負に当たらないかということ相談しながら進めているところでございます。

委員 そこは例の働き方改革の関係でも焦点の1つなので、ぜひ慎重にお願いをしたいと思います。

会長 申請書が提示されましたけれども、書面を見て大丈夫ですか。何かありますか。

委員 早速に申請書のコピーをありがとうございます。ここで2号相当というのができるかもしれないというので、変更になる可能性がある部分というのはどこになるか、今教えてくださいいただけますか。

保育認定・調整課長 国のほうでどういったものをつくってくるかわからないですけども、もし特段変更がなければ、この内容と同じもので対応しようと思っております。といいますのは、国のほうが考えている支給認定の2号相当というのは、あくまでも保育が必要だということ、いわゆる保育園に入るための要件と同じ要件の人が認可に入れずに、幼稚園の預かりを使ったり、また認可外を使うということなので、基本的にはこの内容と変

わらないものと想定しています。ただ、幼稚園の預かりのときに必要なデータというものが限定されていて、例えば具体的に言うと月に何時間働いているというのが、就労の要件としてはこの2号相当、保育にとっては重要なんです。そこが例えば様式上、国のほうで示してくれば、そういったものを修正する可能性はありますけれども、基本的なベースの考え方は支給認定の2号と変わらないものなので、このまま何もなければ、このままいこうと思っています。

委員 個人情報の種類はこれで、ありがとうございます。

副会長 認定の業務というのは民間に任せて客観的にできるものなんでしょうか。これは処分まで行うわけじゃないんですよね。

保育認定・調整課長 今回想定しているのは、認定業務そのものを委託するわけではなくて、認定を行うための基礎データのデータの確認、修正をお願いしますので、最後認定をする業務というのは区で行います。

副会長 そうですか。業務とおっしゃっていたので、では、ただ資料を打ち込むだけということですか。

保育認定・調整課長 はい。

副会長 わかりました。

会長 あと、内容の確認ということで。

保育認定・調整課長 内容の確認も支給認定を行う、例えば申込みに当たって保育の必要性、利用調整基準を行うためのデータを入力してもらって確認をしてもらうという作業なので、例えば支給認定であったり、保育の必要性の最終的に何点ですみたいな、そういった業務は全て区で行います。

副会長 わかりました。

会長 お願いなんですけど、まだ未定の部分があると。2号認定とか、国の制度がどうなるか。そこでまた変更があるようでしたら、報告でもいいですから上げていただけませんか。そうすると、委員の方も安心なさると思うので、よろしく頼みます。

それを前提ですが、ほかにないようでしたら、お諮りします。

本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第812号については異議なしと認めます。

諮問第813号

会長 次に、諮問第813号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、説明いたします。

資料の10ページをごらんください。「寄附受領業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

所管課は、政策経営部ふるさと納税対策担当課でございます。

審議のポイントは、3の外部委託でございます。

それでは、所管課より御説明いたします。

ふるさと納税対策担当課長 それでは、委託の内容について、資料に沿って御説明させていただきます。

委託の件名ですけれども、ふるさと納税に係る書類等発送業務の外部委託でございます。

委託の内容ですけれども、寄附を希望される方に対して、寄附手続の書類ですとか、あるいは納付書払いを希望される方には納付書、口座に振り込みを希望される方には、こちらの口座にお振り込みくださいといった書類をお送りするといった業務をやっております。また、実際に寄附していただいた方に対しては、寄附金の受領証明書やお礼状、住民税の控除の特例を受けるためのワンストップ特例申請書等の書類をお送りしています。こちらについて、現在、寄附件数が年々増えていることに伴いまして、書類の印刷・印字・封入封緘及び発送業務を外部委託したいと考えております。

なお、この作業に必要な送付の対象者の情報につきましては、電磁的記録媒体、具体的にはUSBメモリですけれども、こちらによって委託先の事業者を提供するものです。

3の諮問の趣旨ですけれども、今申し上げた委託を行うに伴いまして個人情報を取り扱わせることとなりますので、個人情報保護条例第12条の規定に基づきまして諮問するものでございます。

4、対象となる個人の範囲は、今申し上げた世田谷区に寄附を希望される方、ただし、このうちの納付書での寄附、又は口座払いでの寄附を希望される方になります。もう一つは、世田谷区に寄附を実際にされた方、こちらは全員になります。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数ですけれども、1枚おめくりいただきまして12ページをごらんいただけますか。先ほど申し上げた寄附希望者と実際に寄附をされた方で若干内容が異なりますが、そちらの表のとおりでございまして、寄附を希望される方

の氏名、住所、希望する寄附金の使途、寄附金額、納付方法、申込日を提供します。また、寄附を実際にされた方につきましては、氏名、住所、希望する寄附金の使途、寄附金額、納付方法、寄附日で、ワンストップ特例制度利用希望の有無、また、お返しする贈呈品の希望の有無及び種類、送付先の氏名、送付先の住所を提供します。委託先が本人から収集する個人情報はありません。また、区及び本人以外から委託先へ提供するものもありません。

(2)の件数の見込みですけれども、寄附希望者は納付書及び口座払いの方に限られますので、年間おおむね900件。寄附者全員につきましてはおおむね1,500件程度と考えてございます。

6、個人情報を取り扱う場所については、委託先事業者の施設です。

7、個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無ですが、ありません。

8、委託先との個人情報の授受の方法は、先ほど申し上げたとおり、電磁的記録媒体と、また文書によります。

9、委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無ですが、これはパソコンを使って文書の作成をお願いしようと思っているので、あります。

10、委託先の個人情報の保護管理体制ですけれども、既に想定している事業者ですが、社内規程が定められており、また、社員、派遣社員、パート、アルバイトを含めまして全社員に対する社員教育が徹底しております。また、個人情報を含む文書及び電磁的記録媒体については施錠できる専用の収納庫に保管されており、また、保管場所の出入りについても規制を設けてございます。

13ページをごらんください。委託の条件ですけれども、電算処理の業務委託契約の特記事項を契約条件にし、委託先に遵守させようと考えております。

12、委託の開始時期及び期間ですが、平成31年5月より継続して行うというものです。

13、参考に委託先ですけれども、就労継続支援A型事業所Scopoというところで、これは障害等をお持ちで一般の就労が困難な方に就労契約を結んで働く場所を提供するという事業所ですけれども、こちらを運営しているのは特定非営利活動法人ウィーキャン世田谷というところですが、こちらに委託しようと考えております。

説明は以上でございます。

会長 ただいまの件について御質問ありませんでしょうか。

委員 ちょっと教えてください。12ページの(2)で件数(見込み)とありますね。その
が寄附金納付希望者、これは納付書及び口座払いへの書類等の発送件数、 が寄附金納
付者への書類等の発送、並んでいますけれども、普通に考えたら、寄附をしたいよと申し
出があって、そこに一応送ってみたところ、実際その寄附をされたのはその内訳、内の数
ということになる。この数字は逆に寄附金納付者が1,500件で、希望者が900件、ちょっと
考えたら逆のような気もするんですが、これは何か意味があるんでしょうか。

ふるさと納税対策担当課長 説明が不足して申し訳ございません。寄附を申し出される方
についてなんですけれども、窓口に行っちゃって、この場で現金で寄附をする方もいらっ
しゃいまして、そういった方には案内の書類を送るという必要はございません。電話をい
ただいて、5万円寄附しようと思っているので納付書を送ってくださいという方がこちら
の 900件で、それ以外に、窓口で直接いらっちゃって、その場で完結してしまう方
すとか、あともう一つ、「ふるさとチョイス」というサイトでクレジットカードで決済を
されている方もいらっちゃいまして、その方はウェブサイト上で全ての案内が終わって
おりますので、こちらからまた御案内をお送りするというをしております。そうい
ったことで900件、1,500件というふうになっております。

委員 わかりました。ありがとうございました。

委員 この区から委託先へ提供するものなんですけれども、言ってみれば納付書とか口座払
いの方は、もう一定の書類があって、別に寄附する金額とか希望する寄附金の使途とか、
そういったものはきっと御本人がお書きになるので、それは委託先に伝えなくてもいい内
容なのかなと思ったんですけれども、そこら辺を。

ふるさと納税対策担当課長 例えば、今私申し上げましたが、電話で5万円寄附したいの
で納付書を送ってほしいという話があったときに、納付書をそのままお渡しして、委託事
業者にその他の書類と一緒に発送してもらおうというケースもございまして、その場合は、
御本人が寄附を希望された額が納付書に印字されておりますので、それが適用されること
になってしまうという意味で、納付金額というのがここに出ています。そうではなく、
私が自分で納付額を後から決めて口座に振り込むのでという方については、寄附金額をも
ちろん受託者に教える必要はないので、この案内状だけ送ってもらうことになりませんが、
ケースによって納付金額を伝えざるを得ない場合があるので、このように記載させてい
だいています。

委員 今のように、私は5万円納付したいんですけれどもおっしゃっても、例えば私だ

と、それは自分で書くかなと思うんです。それをお伝えしたから納付書にちゃんと印字をしてというのは、とても心配りだと思うんですけれども、やはりそこまでは必要があるものなんですか。

ふるさと納税対策担当課長 寄附金を公金として取り扱うためになんですけれども、まず、現金をいただくか、あるいは振り込んでいただくか、もしくは公金取扱金融機関で納付書を使って直接払っていただき、その場で受領書をもらっていただくかの3通りあるんですけれども、多くの方が、もう金額は決まっており、納付書で払うので、納付書を送ってくださいということを御希望される方が大半なのです。それでそういう取扱いをしております。

委員 決まっているというのは、例えば大体3万円とか5万円とかって決まっているので、それを入れてさしあげると。

ふるさと納税対策担当課長 そうです。

委員 そうですか。そういうことで、どうしてもそれが入るので伝えるというか、とりあえずそういう書類を入れるのでということで書いてあるということなんですね。

ふるさと納税対策担当課長 そうです。

委員 用途によってもやはり用紙が違ってくる。

ふるさと納税対策担当課長 そうですね。用途によってなんですけれども、例えば、この寄附金をどのように取り扱いますというような御案内状を入れてお送りすることになりますので、この方にはこの寄附金の申し出があったので、この案内を送ってくださいという指示を受託者にすることになります。ですので、希望する寄附金の用途を受託者に教える必要があるということになっております。

委員 そうですか。伝えなくてもいい内容なのかなと思ったんですけれども、そういった事情なんだなということで、わかりました。

委員 今の説明で、もし私が聴き漏らしていたら申しわけないんですけれども、納付希望者のところに納付書及び口座払いって、ここに全て括弧で書いていますよね。ということは、寄附の仕方は納付書か口座払いのほかにもありますよという意味ですよね。

ふるさと納税対策担当課長 そうですね。

委員 ほかの場合は、個人情報を受託先へ提供する対象ではありません、そういうことですね。

ふるさと納税対策担当課長 おっしゃるとおりです。

委員 では、あとはどういう方法があるんですか。

ふるさと納税対策担当課長 1つは、先ほど申し上げましたが、窓口で直接おいでいただいた方が今日、現金を持ってきたので、これで直接寄附するよという方もいらっしゃいます。そういった方は、もうその場でお金をいただき、領収書を切り、案内を直接お渡ししています。

委員 そうすると、直接渡すから、委託先を経由しないよということですね。

ふるさと納税対策担当課長 それが1つ。もう1つがクレジットカード払いで、インターネットで全てやってしまう方ですね。インターネットの案内を見て、世田谷区でこういう用途で自分の寄附を使ってくれるのであれば、ぜひ寄附しようじゃないかということで決済される方、そういった方がいらっしゃいまして、それもだんだん数が伸びてきているんですけども、そちらを除外してございます。

委員 わかりました。

委員 さきに別の委員から質問があったんですけども、電話したときに10万円と思ったけれども、届いてみたときに、いや、5万円くらいにしておこうとなったら、もう1回とり直しという感じなんですか。

ふるさと納税対策担当課長 納付書払いの場合、その金額を書き直してこの納付書でということではできない様式になっておりますので、御連絡をいただいて、では、改めてこちらから直したものを送りしますという形で、今も送りしています。

委員 電話したときといざ払うときで違う金額という場合は、もう1回電話をして。

ふるさと納税対策担当課長 そうです。お手数料をかけるしまうんですけども、御連絡をいただいて、改めてお申し出いただいた金額で作り直した納付書を送りしております。

委員 その件数は、例えばこの3年間とかでどのぐらいの数があるんでしょうか。その書き入れる、書き入れないのメリットとかとも関係があるのかなと思って伺いますんですけども。

ふるさと納税対策担当課長 ほとんどないですね。

委員 ゼロ件。

ふるさと納税対策担当課長 やっぱり気が変わったというケースは、今まで私どもの課で一括受託をしていなくて、各所管でそれぞれにやっているのでも、もしかしたらそういうレアケースはないとも限らないんですけども、ただ、これを委託するに当たって聴き取った範囲では、そういったケースはほとんどないということでした。

委員 そうですか、なるほど。最初は3万円とっていたけれども、もうちょっと9万円と
思ったら、それはそれでまたもう1回。

ふるさと納税対策担当課長 そうですね。さらに追加で寄附したいのでとか、あとはまたさ
らに見て、ほかのところにも寄附したいということで追加のお電話をいただくケースは
間々あるんですけれども、やっぱり少し下げますというのはあまりありません。

委員 では、1本の電話がもう金額と結びついて外部委託にして来ると。

ふるさと納税対策担当課長 あと、まれに、寄附したいんだけど、とりあえずどんなこ
とをやっているのか案内を送ってくれというケースもありまして、その場合は御案内をお
送りして、改めて御連絡ください、あるいは御来庁くださいというふうをお願いしている
ケースもございます。

委員 それには振込書なしの案内書だけを。

ふるさと納税対策担当課長 そうですね。まずは案内をお送りして、支払いの方法等がお
決まりでしたら、また御連絡くださいというふうにしてございますが、場合によってはお
送りしたパンフレットに書いてある口座にもうすぐに振り込んでしまうという方もいらっ
しゃいますけれども、大概の方はもう1度、ここに決めたからというふうな御連絡を下さ
います。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかにありませんか。 ないようでしたら、お諮りします。

本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第813号については異議なしと認めます。

諮問第814号

会長 次に、諮問第814号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

資料の14ページをごらんください。「子ども家庭支援業務」における外部委託に伴う個
人情報の保護措置についてでございます。

次の15ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、子ども・若者部子ども家庭課でございます。

審議のポイントは、こちらも3の外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

子ども家庭課長 お手元の資料の15ページをごらんください。

委託の件名ですけれども、子育てステーションほっとステイ事業運営業務に係る外部委託になります。

2の委託の内容ですけれども、まず前提としまして、子育てステーションについての経緯や概要等ですが、区は、平成18年9月に子育てステーション成城、それから、世田谷、烏山、桜新町、梅丘の合計5施設を順次開設してきました。これらの施設については利便性の高い駅前に開設し、そこで親子が集うおでかけひろばや、一時預かりでありますほっとステイ、保育施設、それから発達相談の4つの機能を集中させた多機能型の子育て支援施設として子育て家庭への支援を行っており、この運営業務を外部委託を行っているところです。

このうち、一時預かりでありますほっとステイ事業は、保護者の預け入れの理由を問わずに子どもを短時間預かることによりまして、児童虐待の未然防止に寄与し、子育て中の親のリフレッシュ等の育児負担の軽減を図っております。このほっとステイ事業の利用に当たっては、安全安心な保育を実現するため、事前に保護者等からの申請に基づき、利用者登録を行った上で、親子の面談を実施し、子どもの普段の様子や発達状況を把握しております。また、利用者に対しまして事前に利用予約をするよう求めておりますが、現在、この予約は窓口や電話のみで受付をしているところです。

このたび、利用者からの要望が多いインターネット環境を活用した予約、それから予約状況の照会にも対応するよう現行の委託業務内容の変更を行い、さらなる利用者の利便性の向上を図るといったものです。

3の諮問の趣旨ですけれども、本件は、新たにほっとステイ事業のインターネット環境による予約対応に関する業務を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問するものとなります。

4の対象となる個人の範囲ですが、「ほっとステイ」事業の利用者となります。

恐れ入りますが、16ページをごらんいただければと思います。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数です。

(1)の個人情報の項目ですが、区から委託先へ提供するものとしては、特にありません。の委託先が本人から収集するものとしましては、従来の項目としまして、保護者及び同居親族について、それから子どもについて、それぞれ記載のとおり現在収集をしてお

ります。今回、新たな項目としまして、保護者及び同居親族については特にございませんが、子どもについて、それぞれID、パスワードを付与するという事で、予約システムのログイン用に活用するという事で、新たな項目の収集が必要となります。この区及び本人以外から委託先へ提供するものは、特にありません。

(2)の件数ですけれども、平成29年度の利用実績から勘案しまして年間約1万5,000件と想定しております。

6の個人情報を取り扱う場所ですが、委託先事業者の施設となります。

7の個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共有の有無としては、特にありません。

8の委託先との個人情報の授受の方法としましては、文書、ファクシミリ、電磁的記録媒体及び口頭によります。

9から11の委託先に関する項目につきましては記載のとおりとなります。

17ページの12の委託の開始時期及び期間ですけれども、平成31年、本年4月より継続して行ってまいりたいと考えております。

13として委託先を参考で記載してございます。先ほど申し上げましたように、区内に5カ所ございまして、それぞれ委託先を記載させていただいております。

御説明については以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ただいまの件について御質問ありませんでしょうか。

委員 ちょっと教えてください。ちょっと確認というか事実関係を教えてほしいんですけれども、申請に基づいて利用者登録自体は従来どおり紙ベースで行うという扱いでよろしいんですね。一旦利用者登録をなさった方が、その後の利用に当たって、予約状況とか、予約をしたいとか、そういうものを従来のやり方にプラスしてインターネット経由でもできるようにしますよ、そういう理解でよろしいんですね。

子ども家庭課長 そういったことです。

委員 ということは、委託を受ける事業者は、インターネット経由でもし来た場合には、手元にある利用者登録台帳なりがあって、そこと突き合わせをする形で予約なりを受ける、あるいは予約状況をお答えする、そういうことをするという流れになるんでしょうか。

子ども家庭課長 これまでも紙台帳でそういった聴き取りを行うんですけれども、そちらを予約の際に突き合わせられるように、既にデータ化をしているというような状況です。そちらを今回、予約のシステムを入れるに当たりまして、同じ電子化したものを移行する、

ないしはこれまで使っておりますシステムを発展させて予約ができるような形にする、そういった形で考えておりますので、実際に予約のシステム入力があった際に、既に紙ベースで受け取ったものを電子化したものと突き合わせるような、そういった形になります。

委員 その関係で、これは16ページの5の(1)の区から委託先へ提供するものというところで、これはなしというふうにそこに表示されていますね。ということは、区では仮に電話や、あるいは窓口でも予約の状況照会とか、予約申込みがもしあった場合でも、それはもう即、委託先の事業者のほうに回すという、そういう形なんですか。

子ども家庭課長 実際、区の方で直接受付をするということは行っておりませんので、委託先のほうで予約を受け付ける形になりますので、区は経由しないというような形になります。

委員 では、仮に電話で照会があっても、それはそこで御案内をするという形になるわけですね。

子ども家庭課長 そうですね。

委員 3つ目は、それとの関連なんですけど、今までも利用者登録台帳というのは各5カ所の委託先事業所のところにありますよと。今回、紙ベースだけであったのがインターネット経由で、ID、パスワードを情報としてもらいますよと。ということは、そのID、パスワード情報と利用者登録台帳とのある意味ではひもづけができるという形になりますけれども、その扱いについては、当然のことながら委託の条件ところにあるようなもので、そういう縛りはきちんと行うという理解でよろしいんですね。

子ども家庭課長 そうですね。

委員 というのは、ここに並んでいる委託先はいろんな方が並んでいますので、しかも、そういうところはそういう人のいろんな情報を欲しがっているところでもあるので、そこはやっぱり住民の方、区民の方、利用者の方との行政との信頼関係から見ても、その扱いについては、特にID、パスワードの関係はかなりデリケートなものでもありますので、そこはぜひお願いしたいと思います。

子ども家庭課長 委託事業ですので、当然に秘密の保持と、それから目的外の利用の禁止というところを徹底していきたいと思っております。

委員 ちょっと確認なんですけど、先ほど委員がお話になった、まず利用者登録で親御さんが登録されるということなんですか、その段階で親にIDなりは付与されているんですか、それとも付与されないのか。というのは、従前のところの項目じゃない、今回

新しい項目として子についてのIDとパスワードと書かれていたので、今度、子どもについて1人1人IDなりを付与していく。逆に言うと、従前はそういうことをしていなかったのかということがちょっとわからなかったので、教えていただきたいんですけども。子ども家庭課長 もともとID、パスワードとかそういったものは付与しておりません、子どもと保護者の情報というのがひもづけされまして、実際に扱うのは子どもですので、子どもの情報をベースとして情報管理をしている、そういった状況です。そこにID、パスワードを付与することで、インターネット環境からも予約ができるようにするというものになります。

委員 その関連で、従前の項目で子どものところに兄弟等の有無と年齢と書かれていたんですけども、例えばAさんがいて、Aさんにはお子さんが2人いるといった場合には、Aさんの情報として管理しているのではなくて、それぞれ子どもの情報として管理しているので、子どものところにこの兄弟の情報が必要になるというふうに理解をしいいんでしょうか。

子ども家庭課長 はい。

委員 では、今回は新たな情報としては、従前聴き取りをしている中で、本人から収集するもの以外に、新たに予約の関係で子どもごとに管理をするので、子どもにIDを付与するから、その部分が諮問の対象になっているという理解でよろしいですね。

子ども家庭課長 そうです。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 8に委託先との個人情報の授受の方法ということが書いてありますけれども、これは委託先と区の間での情報の授受ですか。

子ども家庭課長 そうです。

委員 そうしますと、委託先は各個人から情報をもって、それを全て区のほうに伝達するということですか。

子ども家庭課長 実際には実績報告等を区のほうに求めますので、そういった際に、こういった文書等で報告をさせる、そういったものになります。ですので、細かな1人1人の聴き取った情報を区のほうに全て届けるということではなくて、実際に実績報告という形で上げていただいております。

委員 実績報告、例えば今週は何十人でしたとかいう中に個人情報は入ってくるんですか。

子ども家庭課子育て支援担当副係長 基本的な実績報告と今課長が申し上げているのは統計

データとなりますので、数字上のものになります。そこには個人情報としての情報は全く入っていないです。実際に何が行われたかという概要を書きいただいたり、実際に何人来たのかという数字上の統計データを毎月回答していただいています。

委員 そうすると、実施情報には個人情報は入っていないというのであれば、ここに書いてある個人情報の授受というのはどういうことを授受するんですか。

子ども家庭課子育て支援担当副係長 随時で起きたとき、例えば何かこちらで事故が起きたとき、そういったところを想定しております。通常、常態として毎月のように定期的にお渡ししていただくということであって、何か起きたときに個人情報を提供するやり方としては文書、ファクシミリ、電磁的記録媒体、口頭で行っていただいていますので、こういった記載をさせていただきました。

委員 では、通常の業務に必要な個人情報は委託先が保管して、そこでもう完結しているということですね。

子ども家庭課子育て支援担当副係長 そうです。

委員 わかりました。

委員 この子どもというのは対象年齢を教えてください。

子ども家庭課長 未就学児になりますので、ゼロから6歳になります。

委員 児童虐待の未然防止に寄与しというのは、ゼロから6歳、未就学で、小学生はこれに入っていない。

子ども家庭課長 預かりですので、小学生はこちらのほうに入っておりません。小学生ぐらいの年齢になってまいりますと、また別のサービスがございますので、そういったところを利用していただく形になります。

委員 ゼロ歳から6歳ということですね。

子ども家庭課長 そうです。

委員 昨今、ちょっと痛ましい事件があったのでお伺いしたいんですけども、この5のところの家庭状況、例えば預かりのときに何か気になるけがとかあざがあったとか、そういうようなのはこの項目の中に入るものなのかなと思ひまして。

子ども家庭課長 ここで言う家庭状況としましては、例えば迎えに来る方がどなたとか、そういった状況もございますので、その業務にかかわる状況となりますが、例えばこの業務を行う中であざであるとか心配な事故があった場合には、区の中でも子ども家庭支援センターという機関のほうに、そこで一義的な通告を受ける機関がございますので、そういっ

たところと連携しまして、そちらのほうに情報を上げてもらうというような形になります。

委員 そうすると、外部委託の業者と児童虐待にかかわる区の係が情報共有をする。それは児童相談所とかと関係のあるところですか。

子ども家庭課長 都内におきましては児童相談所と子ども家庭支援センターというところがありまして、子ども家庭支援センターは関係機関との一義的な虐待対応の通告の窓口になっております。そういった中で、法的権限が必要なときには、児童相談所のほうと連携をして、そちらのほうで法的措置をする、そういった役割分担をしております。

委員 ここの中に当然そういう資料も個人情報には入ってくるという理解でよろしいですか。

子ども家庭課長 そういったところを何か記録するというよりは、そういった事象が生じた場合には通告をしていただくというような役割になりますので、それをここに何か記録するという事ではないと認識しております。

委員 そういうことがあった、虐待が疑われる子どもをお預かりしているという情報は共有されることはないか。

子ども家庭課長 そういった情報は、例えばなんですけれども、これは法的なところで、虐待が疑われる家庭があって、児童相談所や子ども家庭支援センターなどが関係機関とともに個別支援会議等を行うことがあります。そういった場合で、そのお子さん、その家庭がこういったほっとステイを利用している場合には、その関係機関として呼ばれて、個別ケースの検討会というところに参加することになります。そこでの情報というのは当然漏らしてはいけませんし、そこで書類等を見ながらというような形にはなるんですけれども、その書類は回収する形になりますので、何か記録としてとっておくようなことはないんですが、その家庭がこういった状況で何か心配なことがないかというところは常に、このスタッフ間で共有して見ておりまして、何か気になることがあれば、子ども家庭支援センターに連絡する、そういった形になります。

委員 お伺いしたいのは、今回諮問しているいろんな項目の中に虐待に関連するものは入っていないということですか。

子ども家庭課長 そうです。

委員 入っていきそうに感じたんですけれども。

子ども家庭課長 ということではないです。

委員 この構図には虐待に関連する情報は含まないということですね、わかりました。

委員 先ほどの件で再度確認したいんですけども、というのは、保護者とか同居家族、親族のところに預けた経験の有無というのが入っていないんですが、子どもさんの場合には預かり経験の有無というのがあります。それから、兄弟姉妹の有無がありますが、この兄弟姉妹についても情報が上がっているということの理解でよろしいのでしょうか。

子ども家庭課長 子どもをベースにして情報を管理しておりますので、そういった中で、このお子さんがこれまでに預かりの経験があるかどうか、また、兄弟がいるかどうかという情報はこれまでも管理しておりまして、把握をしておりまして、そちらについては引き続き収集して管理をしていく情報になります。

委員 そうすると、兄弟姉妹のほうにも預かり経験の有無が載っているということですか。

子ども家庭課長 兄弟姉妹がこのほっとステイを利用するということであれば、そこでまた兄弟姉妹の情報を新たに起こして管理しますので、その中に預かりの情報が載っているというようなことになります。

会長 ほかにありませんでしょうか。 ないようでしたら、お諮りいたします。

本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、審問第814号については異議なしと認めます。

諮問第815号

会長 次に、諮問第815号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 事務局から説明いたします。

資料の18ページをごらんください。「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の19ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、障害福祉担当部障害者地域生活課でございます。

審議のポイントは、こちらも3の外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

障害者地域生活課長 それでは、障害者地域生活課より、諮問第815号について御説明申し上げます。

委託の件名でございます。福祉タクシー券等の確認業務委託ということです。

その内容でございますけれども、区では、身体障害者手帳1から3級、愛の手帳1から2度などを所有している区民の生活の利便等を図るため、福祉タクシー券、ストレッチャー料免除券及び予約料・迎車料補助券、これら福祉タクシー券等を交付してありまして、交付を受けた区民は、区と協定を結んでいるタクシー事業者を利用しまして、利用した際に発生するタクシー代金の一部を福祉タクシー券等で支払っているということでございます。

このタクシー事業者のほうは、区民から受け取りましたその福祉タクシー券等を月末締めでまとめまして、翌月の1日から10日までの間に区に持ち込み、ないし郵送で請求を行っているということです。その後、請求を受けた区としましては、そのタクシー券等の枚数と請求内容、金額が一致しているということを確認した上で、各事業者に支払いをするということです。

現在、区と協定を結んでいるタクシー事業者は約150社ございますけれども、この請求のタイミングである1日から10日までの間には随時窓口へ持ち込み、配送といったことで、毎月合計して約10万枚程度、福祉タクシー券が請求されてくるということになりますので、こちらの確認業務を迅速かつ正確に行うことを目的に、区の業務の効率化を図るということがありますので、外部委託をするものです。

その委託業務の主な内容としましては、タクシー券等と請求書の受領業務、そのタクシー券等の枚数、請求内容、金額の確認業務ということが主なところでして、そこで諮問の趣旨でございますが、本件は、タクシー券等の確認業務を外部委託することに伴って個人情報を取り扱わせるということがありますので、条例第12条の規定に基づき諮問するものです。

20ページをお開きください。対象となる個人の範囲でございますが、これは福祉タクシー券等交付を受けている者になりますが、対象者といたしますと、福祉タクシー券のほうは、そちらの記載にあるとおり、身体障害者手帳1から3級、愛の手帳ですと1から2度の交付を受けている区民ということで、ちなみに障害者は、自動車燃料費助成の認定を受けている者、あるいは施設に入所している者、病院等に入院している者は対象から除きます。

(2)の予約料・迎車料補助券対象者につきましては、外出時の移動手段として常時車いす、またはストレッチャーを使用することがあって、福祉タクシー券の対象者の要件に該当している、あるいは介護保険上の要介護状態区分が3から5の方ということにな

ります。ストレッチャー料免除券の対象者につきましては、申しあげました予約料・迎車料補助券対象者と同じでございます。

5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数でございますが、個人情報の項目としましては、区から委託先に提供するものはございません。委託先が本人から収集するものもございません。区及び本人以外から委託先へ提供するものとして、御本人の氏名、タクシーの利用日、代金、福祉タクシー券等の認定番号ということになります。件数といたしましては、先ほど申しあげたとおり、月約10万枚、年間ですと約120万枚ということになります。

6の個人情報を取り扱う場所から11、委託の条件につきましては記載のとおりとなります。

12、委託の開始時期及び期間ですが、本年6月より継続して行うということで予定をしております。

委託先は未定でして、本審議会で御承認いただいた後に選定に入ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

会長 ただいまの件について質問ありませんか。

委員 ちょっと教えてください。20ページのところに件数（予定）で、枚数については記載があるんですけども、これはもう既に受け取っていて、それを利用する方がタクシー等を利用した場合に、そのタクシー事業者のほうから請求が上がってくる。その請求なりを受領して内容確認、それから請求枚数、金額を確認して行う、その事業者を委託するという話ですね。

障害者地域生活課長 はい。

委員 その場合に、そもそもこの福祉タクシー券等を受領されている、交付を受けている方というのは、今どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

障害者地域生活課長 タクシー券のほうですと約7,500人、予約料・迎車料補助券のほうですと約2,500人ということになります。それで、ストレッチャーの免除券の対象者としては500人程度となります。

委員 このタクシー券そのものについては、ストレッチャーの券の関係も含めて、予約料・迎車料補助金等は、これはあらかじめもう既に区の担当のところから御本人様に交付をされているという、そういう前提ですね。

障害者地域生活課長 そのとおりでございます。

委員 では、そのことについては、今回の事業者は何もタッチはしないで。

障害者地域生活課長 全く介在しません。

委員 請求受領についてそれを処理するという形になるわけですね。

障害者地域生活課長 それだけです。

委員 ということは、この20ページのところにある5の個人情報の項目のところ、区からも委託先も本人から収集するものがない。区及び本人以外から委託先へ提供するものというのは、その主体はタクシー事業者が委託先へ提供するという、そういう理解でよろしいんですね。

障害者地域生活課長 おっしゃるとおりです。これまで区のほうに請求書とそのタクシー券を持ち込んでいたものを、今回の委託する事業者のほうに持ち込ませるということでやっていきたいと考えています。

委員 これは委託先は未定というふうになっていますけれども、ことしの6月からスタートなので、まだこれから決めるよという形なんですね。

障害者地域生活課長 そうですね。本日御承認いただければ、直ちに準備に入りまして、何とか年度内には決めたいなというスケジュールで考えています。

委員 わかりました。結構です。

委員 この福祉タクシー券の対象者は今ここに項目が入っているけれども、介護保険の要介護度3から5と生活保護の方も入っていますよね。この条件に合わないのだめなのかな、よくわからないな。

障害者地域生活課長 生活保護は特段関係はないです。あくまでも……。

委員 知的障害と、こういうのはいいんだけれども、介護保険、あと多分生活保護で歩けなくて在宅にいて使っている方はいますよね。

障害者地域生活課長 事業の趣旨としては、あくまで歩行が困難ですとか、あるいは予約料なり、ストレッチャーのほうですと移動が常に車椅子ですとかストレッチャーを利用せざるを得ないという方が対象ですので。

委員 総数は大体このくらいですか。僕はもっと多いような気がするんだけれども、そうでもない。

障害者地域生活課長 対象者としては、こちらで認定している数といたしますと、福祉タクシー券のほうは7,500人くらい、予約料・迎車料のほうは2,500人くらいでして、ストレッ

チャーの免除券もという方が500人程度という人数です。

委員 増えてきていますか。

障害者地域生活課長 タクシー券のほうは意外と横ばいなんですけれども、予約料とストレッチャーのほうは徐々に増えてきています。

委員 わかりました。

委員 この委託を受ける委託者の業務というのは、タクシー会社から上がってきた請求書と使った福祉タクシー券との整合とか、そういう確認作業ですよね。

障害者地域生活課長 はい。

委員 ということは、この福祉タクシー券の中には個人情報が入っているということですよね。お名前が記載されて住所とか入っているんですか。

障害者地域生活課長 それで、現物をちょっとサンプルで見せしますと、タクシー券のほうは実は番号だけで個人名は入っていないんです。予約料とストレッチャーのほうは基本的には認定番号だけなんですけれども、そちらを利用したときの確認として、御本人に署名いただくようになっているんですね。そこで個人名が出てくるということなんです。

委員 では、ほとんど個人名だけですね。

障害者地域生活課長 そうなんです。

委員 この事業者が触れる個人情報というのは個人名だけということですか。

障害者地域生活課長 この制度でタクシーを利用した個人名という、それだけです。

委員 そうですか。これは150社存在しているとありますけれども、これは個人タクシーも入っているんですか。

障害者地域生活課長 入っています。

委員 個人タクシーも1事業者と考えている。

障害者地域生活課長 そうです。区と協定を結んでいるところです。

委員 利用者の方にはその150社のリストをお渡ししているわけですか。

障害者地域生活課長 おっしゃるとおりです。

委員 わかりました。

委員 タクシー業者から委託先に提供されたタクシー券とか予約の状況に関する現物の資料というのは、その後どういうふうに使われるんでしょうか。

障害者地域生活課長 セキュリティ便で区に提出していただきます。

委員 では、廃棄とかではなく、きちんと区で回収するということですか。

障害者地域生活課長 もちろん、あくまで区で保管します。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 最初に聴き逃しているかもしれないんですけども、今御説明していただいているのは、どなたが御説明いただいているのでしょうか、ちょっとお名前を聴きそびれてしまっ
て。

障害者地域生活課長 申し訳ありません。阿部です。どうもすみません。

委員 ありがとうございます。質問なんですけれども、ストレッチャーとかの券、福祉タク
シー券を使いたい、大分お体が不自由なので使いたいということなんですけれども、そうする
と、かわりに申請するというケースもあるかと思うんですが、それは本人しか申請できないも
のなんですか。

障害者地域生活課障害者地域生活担当係員 やはり単身の方でみずから窓口に行かれないと
いう場合に、ケアマネージャーさんであるとか、そういう代理の方が保健福祉課の窓口の
ほうで、身分を証明するものを持参した上で、あと御本人の確認ができるものを持った上
で申請していただくという場合もあります。

委員 そうすると、申請者情報もこちらに諮問というか、扱うという。

障害者地域生活課障害者地域生活担当係員 委託先には一切提供はしません。申請窓口は区
役所の保健福祉課のみで行っております。

委員 なるほど、わかりました。さっき、フォーマットを見せてもらったんですけども、
名前は違っていてもわからないと思ったんですが、そうですか。

障害者地域生活課障害者地域生活担当係員 一応認定番号、全て使い終わった後にはなって
しまうんですけども、回収した後に、私どもで記録で整合性は確認するという形になり
ます。ただ、それを使うときに、タクシー業者は確認することはできないです。

委員 あと、思ったんですけども、お体が不自由だと、やっぱり名前を楷書で書くとい
うのはできないので、そういうのになっているのかなと思って。

障害者地域生活課長 判こも使ってよい、捺印でもいいということもありますし、あるいは
代筆、介助者の方が同乗していることが多いので、その方の代筆も認められています。

委員 なので、名前はしっかり把握しているということ。

障害者地域生活課長 もちろんそうです。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかにありませんでしょうか。 ないようでしたら、お諮りします。

本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第815号については異議なしと認めます。

諮問第809号

会長 次に、諮問第809号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

資料の22ページをごらんください。「国民健康保険業務」における外部委託に伴う個人情報保護の保護措置についてでございます。

次の23ページからが諮問の内容となっております。

こちらの内容は、12月の審議会で継続審議となった案件でございます。外部委託で取り扱うレセプトデータを含めた個人情報の項目の精査、個人情報を取り扱う件数について再検討を行うこととされた案件でございます。

所管課は、国保・年金課でございます。

審議のポイントは、こちら3の外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

国保・年金課長 前回の審議会におきまして継続審議となりました諮問第809号について御説明させていただきます。

前回、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、大きく2つの点が課題というふうに認識してございます。

1点目がレセプトデータという重大な詳細な情報を出すことにつきまして相応の理由が必要ではないかという御意見が1つ。2点目といたしましては、レセプトデータを委託先に提供する際は、個人情報を切り離すなど対策を講じる必要があるという御意見だったと受けとめてございます。

今回は、この点につきまして担当所管の考え方を整理させていただいて、委員の皆様方に御理解いただくために補足資料を作成いたしました。本日はこの補足資料を中心に御説明させていただきます。

1点目の課題につきまして、データヘルス推進の背景、これまでの取組み及び課題並びに被保険者のメリット等の観点から御説明いたします。

29ページの補足資料をごらんください。1の諮問の経緯といたしまして、(1)保健事

業（データヘルス）推進の背景でございます。

国民健康保険法第82条第4号では「保険者は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない」と規定されてございます。

近年、特定健康診査の導入やレセプトの電子化の進展等により、健診の結果とレセプト情報を活用して、保険者は被保険者の健康課題を分析し、データ分析に基づく保健事業の実施が可能となりました。また、生活習慣の変化、高齢化の進展に伴い、疾病に占める生活習慣病の割合は増えてきてございます。しかしながら、生活習慣病は多くの場合、食事や運動などの日常の生活習慣を見直すことによりましてその発症や進行を未然に防ぐことが可能であると言われてございます。一方では、本人の明確な自覚症状がないまま症状が悪化することが多いことから、本人がみずからの生活習慣の問題点を発見・意識し、その特徴に応じて生活習慣の改善に継続的に取り組み、それを保険者が保有する健診・レセプトデータ等を有効に活用し、支援を行っていくことが重要でございます。

こうした中、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部が改定され、全ての保険者に対し、健診・レセプト等のデータ分析、それに基づく被保険者の健康保持増進のための保健事業計画（データヘルス計画）を策定し、保健事業の実施及び評価を行うこととなっております。

(2)のこれまでの当区の実施、(3)保健事業の考え方につきましては記載のとおりでございます。

(4)の保健事業（データヘルス）の課題でございますけれども、本来、レセプトデータは、医療機関が診療報酬点数表に基づいて計算した医療費を毎月月末に患者ごとに集計した上で、外来と入院を別々にして明細を作成し、審査支払い機関を通じて保険者へ請求する資料でございます。レセプトデータには、患者の検査結果や重症度といった患者の健康状態に関する情報は基本的に含まれていないため、保険者がこのデータを医療費分析や保健事業等に活用するためには、保有する健診結果と突合させて高度な処理を行う必要がございます。

これまでは区の職員が国保データベースシステムの利用や事務用パソコンを駆使して、健診・レセプトデータ活用による医療費分析、被保険者の健康課題の抽出等を行って、計画策定並びに保健事業にも取り組んでまいりました。

しかしながら、平成30年度の第2期データヘルス計画の期間の開始からは、保健事業の

効果検証等、さらに高度な分析が求められるようになりまして、区職員では処理することが困難となっております。

以上のように第1点目の課題のレセプトデータという重大で詳細な情報を出すことについて相応の理由が必要であるという点についての御意見につきましては、データヘルス計画を推進し、レセプトデータと健診データの分析を行うことで、被保険者の健康状態に応じたきめ細かな保健事業を通じて健康の保持増進を図り、増加傾向にある1人当たり医療費の適正化が推進されるものと考えてございます。そのためにも、補足資料の31ページの2の外部委託の考え方に記載させていただきましたが、膨大なデータを処理できるIT基盤や高い技術力のある事業者への外部委託は必要不可欠であると考えてございます。

続きまして、2点目の課題のレセプトデータを委託先に提供する際は、個人情報を切り離すなど何らかの対策を講じる必要があるという点でございますけれども、これもいただきました御意見を踏まえ、安全性を確保する方策を検討し、レセプトデータを外部に提供する場合は匿名化処理を行うことと考えてございます。

補足資料の31ページの(2)安全性を確保する方策をごらんください。このデータの匿名化処理でございます。健診・レセプトデータを委託先へ提供する際、区及び委託先の両責任者、これは情報管理者である課長と重要データ保護担当者の係長ということになりますけれども、それぞれの立ち会いのもと、データの匿名化処理を行います。その後、委託先は匿名化処理を施したデータの分析作業を行うものとしたします。納品時におきましても、両責任者の立ち会いのもとで匿名化した納品データの復元処理を行い、区へ納品させるものとしたします。また、委託先が持つ復元納品データはその場で廃棄させます。

ここまでレセプトデータを取り扱う際の個人情報を保護する方策について御説明させていただきましたが、さらに諮問文につきましても見直しを行っております。外部委託に際して提供する個人情報を最小限にするため、幾つか項目を減らしました。

諮問文の方をごらんください。26ページでございます。区から委託先へ提供する個人情報に関する部分でございますが、をごらんいただきますと、前回、この中に健診の受診結果、問診結果が入ってございましたが、外部に提供する個人情報を最小限にするため削除いたしました。また、その下のにつきましても、電話番号が項目に入っておりますが、同様に削除いたしました。

次に、匿名化処理について諮問文に明記いたしました。25ページとなります。 の区から委託先へ提供する個人情報につきまして米印を追記してございます。26ページの と の米印につきましては、レセプトデータを事業対象者に限定して委託先へ提供する旨を明記しております。 につきましては、 と同様に匿名化処理する旨を追記しております。

なお、 の分析に当たりましては、氏名、住所、受診結果、問診結果がレセプトデータと併記されてございますが、これはレセプトデータを引き渡す際に、区役所内でレセプトデータにその他のデータを追加したレセプトデータセットを作成し、その上で個人が特定できないように匿名化処理をして引渡しをします。分析後は、委託先に区役所へ来てもらい、データを復元して納品させます。その後、納品データを委託先の端末から両者立会いのもとで削除します。データの復元に必要な鍵は、ここでは暗証番号を鍵としておりますけれども、区の責任者のみが知っており、委託先がデータを区役所外で復元することはできないため、データの安全性は確保されていると考えてございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

会長 ありがとうございます。質問はありますでしょうか。

委員 31ページの(2)の の下の米印3なんですけれども、データの匿名化処理とはの4行目「暗号化の鍵は、区責任者のみが把握し」と、区責任者のチームという感じのイメージでよろしいのでしょうか。

国保・年金課長 今説明をちょっとさせていただいたんですけれども、情報化管理者として課長ということと、あとは重要データ保護担当者の係長ということで責任者を考えてございます。

委員 といいますのは、仮想通貨なので、暗号を知っている人が1人だったので、いざというときにわからなくなったという事案があったので、これは本当に何かあったときに、課長さんというか、お1人がぐあいが悪くなって、区民が困っちゃったなという事態にはならないということ。

国保・年金課長 そうですね。チームで一緒に頑張っていきますので。

委員 ありがとうございます。

委員 対象者がゼロ歳から74歳までという範囲についての国民健康保険のことで委託の話となっていますけれども、後期高齢者のやつは今どういうことになっていますか。

国保・年金課特定健診係長 75歳以上の方は国保から外れて後期高齢者医療制度に加入いた

しますけれども、後期高齢者医療制度の保険者は、東京都広域連合が保険者になっておりますので、75歳以上の保健事業につきましては、都の広域連合のほうで今保健事業を推進しております。一部委託を受けて長寿健診という形で、75歳以上の健診は東京都の広域連合から国保のほうで受託して、健診の事業は一部行わせていただいているものもございます。

委員 わかりました。ぱっと直感的には、区でやっておられるのなら、そこで情報提供する相手が増えないほうがいいから、そのまま両方とも同じところでやればいいのになと思ったんですけども、管轄が違うんですか。

国保・年金課特定健診係長 担当が異なります。

委員 28ページのところで、委託先はそれぞれの業務のところで(1)、(2)、(3)、(4)、(5)で、(4)と(5)についてはまだ未定というふうになっていますね。ところで、(4)の重複・頻回受診者、これは受診抑制の関係、医療費適正化の関連だろうと思うんですけども、24ページのところで対象者への保健指導利用案内や利用勧奨については保健師等の医療職が行うことが効果的であるというような表現になっています。ということは、そういう保健師などの医療職がきちんとスタッフとして存在している、そういうものになれば一定の特定の事業者になるのかなと思うんです。それから、(5)のところも、これもかなり専門的な分析なりが必要だよということで、ここはいずれの時点で事業者というのは決まってくるんでしょうか。

国保・年金課特定健診係長 (4)の重複・頻回受診者等への訪問指導事業につきましては、平成31年度に実施の予定でございます。こちらは先ほど御質問にございましたとおり、専門職を抱えている事業者でないと、対象者への勧奨であったり、訪問指導事業はできませんので、委託先の事業者につきましては保健指導を行っている実績のある事業者を想定しております。

(5)のレセプトデータ等の分析につきましては、前回、こちらの審議会のほうでも御説明させていただきましたけれども、非常に大量なデータを高度な処理をしていただくということで、分析事業ができる事業者、非常に少ないと思いますけれども、株式会社NTTデータであったり、データホライゾンという会社が東京都内の自治体のデータ分析をかなり広範囲にやっている実績の事業者がございますので、そのデータ分析ができる事業者を対象に今想定しているところでございます。

委員 わかりました。

委員 24ページの(5)のところの4行目「高度の分析技術が必要になる」、高度の分析技術という点で外部委託ということのお話の流れだと思うんですが、この分析の高度のというのはどの程度かというイメージがしにくいですけれども、どうなのか、さらにちょっと説明いただいてもいいですか。

国保・年金課特定健診係員 高度な分析というのは、例えば1年間のレセプトデータ、被保険者のレセプトデータを全員分のデータにしますと何百ギガバイトぐらいの重いデータなんですけれども、その中のデータをうまく活用して時系列分析をしたり、またはその中から医療費のかかる疾病について特定したりというような、そういうデータを処理した上で統計分析ができることを高度な分析技術としてここでは述べています。

委員 私が言っている、それを使って新たな論文が「サイエンス」に出るような何か新たな知見を開くとか、その辺を目指しているのではなくて、まずは数字を把握するところを高度な分析というふうに表しているという理解で大丈夫ですか。

国保・年金課特定健診係員 基本的には事業に生かしていくための集計であったり……。

委員 それは集計ですよ。分析じゃないかなと。

国保・年金課特定健診係員 ただ、時系列分析もしていきますので、要は、今後のリスクを分析するためには、そういう時系列分析などはやっていただくことを考えています。

委員 それを今後の政策に生かしたいということですね。

国保・年金課特定健診係員 そうです。

委員 もう1点お伺いしたいんですけれども、26ページの の重複・頻回受診者、重複服薬者への訪問指導業務、これは新規でということなんですけど、これは外部委託するのが新規という意味でしょうか。

国保・年金課特定健診係長 訪問指導事業につきましては、来年度、31年度に全くの新規で実施をいたします。

委員 今まで重複してあちこち行ってもらっていた人に何か注意がいくということは何もなかったと。

国保・年金課特定健診係長 こちらの事業は、平成28年度から対象者の方を抽出して、これは職員が今までレセプト健診データ等を分析しながら対象者を抽出してきたんですけれども、お薬だけですね、重複の可能性があるので、医師並びに薬剤師、調剤の薬局さんのほうに御相談してくださいという注意を促すようなお手紙をお送りしている事業をこれまで実施しております。それを平成31年度からは、重複のみならず、重複受診ですね、い

ろんなお医者さんにかかっている方、1カ所の医療機関に10日以上かかっている方がいらっしゃるの、そういう方々にお手紙を送った上で、保健師などの専門職が訪問して生活の相談に乗ったり、そういった重複になぜなっているかというところをお聞きしながら解決していくような取り組みを、訪問指導事業というような形で来年度実施させていただく予定でございます。

委員 お手紙がまず行って、1カ月経って改善されなければ訪問するという、そういう流れですか。

国保・年金課特定健診係長 手紙を出して趣旨を御説明した上で訪問をしたいという内容でございます。その後、お電話した上で訪問日を決めさせていただく。御自宅に行くわけですので、御本人の了承がとれないと無理やり訪問ということもできませんので、お手紙の中で区の考え方を示させていただいて、ぜひ訪問させていただきたいというお願いの文書とお電話でのお願いという形で訪問につなげていきたいと思っております。

委員 それが1,000件、1,000人ぐらい。

国保・年金課特定健診係長 そうですね。実際に訪問できる数は1,000という数は無理なんですけれども、予算の中でできる限り多くということで今現在考えております。

委員 この頻回って、何回目からが頻回、月10回からは頻回なんですか。

国保・年金課特定健診係長 特に何回と決まっていらないんですけれども、昨年の末から地区医師会さん、地区の薬剤師会さん、そして地区の歯科医師会さんの協力をいただいて、保健事業の検討会というものを開催させていただいて、対象者をこのぐらいにしようというふうな基準は決めさせていただいております。

委員 対象者を1,000人ぐらいにしよう。

国保・年金課特定健診係長 あくまでも対象の抽出が1,000人ということでございますので、実際にお手紙を出すのは、今のところ想定しているのは400名ぐらいに通知を出す。想定1,000なんですけれども、その中で、ぜひこちらのほうで指導を促したほうがいだろうという方を400に絞り込んで御案内をお送りしたいと考えています。

委員 そうなんでしょうけれども、頻回というのは、区民としてはどういうイメージをしていたらいいんでしょうか。頻回受診というのは、高齢者とかだとほぼいろんな科に、74歳、70歳ぐらいの人でもシルバーパスとかを持っているところに行ったりしている。

国保・年金課特定健診係長 頻回受診を御説明させていただきますと、同じ医療機関に同じ疾病で月10日以上通われている方ですね。

委員 歯医者さんとかはそれぐらい行っちゃいそうな気はするんですけども。

国保・年金課特定健診係長 歯科ですか。

委員 ええ。

国保・年金課特定健診係長 ケースにもよるのかもしれませんが、余り数は多くはないですね。非常に少ないケースだと思います。

委員 そうですか。わかりました。私、頻回受診かもしれませんが、耳鼻科とか毎日ネブライザーをやりに行ったりしていたので、済みません。

国保・年金課特定健診係長 そのあたりもレセプトデータを見れば、どういった治療をされているかわかりますので、それが本当の我々が対象とする頻回なのかどうかというのは、分析することである程度見えてまいりますので。

委員 今の時点では明らかにできないということはわかりました。ありがとうございます。

委員 前向きに個人情報の管理という点で御検討いただいた結果で、委員としてはありがたいと思うんですけども、今回は、前回から最低限必要なものだけにするという点と、要はレセプトデータを匿名化するというのが柱だと思うんですね。匿名化のところは、31ページのところで御説明はいただいているんですけども、よくわからなかったので1点御質問したかったのは、匿名にするというところで、多分このところだと暗号化することによって個人が特定されないようにする処理ということで、それは結局、暗号化なので、パスワード、鍵をやればもとに戻るというところは理解したんです。この暗号化するというのは具体的にどんなことをしているのか、よくわからなかったので、その点だけ教えていただければなと思います。

国保・年金課特定健診係員 暗号化というのは、まず氏名、生年月日などのデータをもとに、そのデジタルデータを1つの関数に入れると暗号処理されたコードが出てきます。そこに対してプラス鍵となる、こちらで付けた数字なりパスワードなりを結合させて、さらにもう1度暗号化処理すると、また固有なデータが出てくるんですけども、そこでユニークな番号をそれぞれの人に振っていきます。そうすることで、その鍵を知らないと、2回目に暗号化したものを事業者のほうで復元できないので、元データと突合しても一致しなくて、その番号を使って区のほうで再度元データに同じ処理をかけて、同じ番号で2回目のものと出てきたものを最終的に納品時に突合して、1つのデータを戻しますという処理をします。

委員 なるほど、関数化するのはわかるんですけども、結局、そのとき、2回目の関数処

理をするときのパスワードと鍵は区しかないから大丈夫だという理解でいいですか。

国保・年金課特定健診係員　そうです。

委員　わかりました。ありがとうございます。

会長　ほかにありませんか。　　ないようでしたら、お諮りいたします。

本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長　ないようでしたら、審問第809号については異議なしと認めます。御苦労さんでした。

諮問第816号

会長　次に、諮問第816号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長　それでは、事務局から説明いたします。

資料の32ページをごらんください。「配偶者暴力等被害者支援業務」、「売春防止法に基づく婦人保護事業業務」、「入院助産業務」、「母子支援業務」及び「福祉資金貸付業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録、外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の33ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、生活文化部人権・男女共同参画担当課、各総合支庁保健福祉センター生活支援課でございます。

審議のポイントは、3の外部委託、6の電子計算機への記録、7の回線結合でございます。

それでは、所管課を代表しまして、人権・男女共同参画担当課より説明いたします。

人権・男女共同参画担当課長　諮問第816号「配偶者暴力等被害者支援業務」、「売春防止法に基づく婦人保護事業業務」、「入院助産業務」、「母子支援業務」及び「福祉資金貸付業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録、外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合について(DV等相談記録管理システムの構築等)について御説明いたします。

事業の概要でございますが、区は、区内5カ所の各総合支所保健福祉センター生活支援課子ども家庭支援センター、通称子家センにおいて、配偶者暴力等被害者支援や売春防止法等による婦人保護事業、入院助産、母子支援及び福祉資金貸付等について、区民か

らの御相談に対応しております。各相談業務の内容は34ページに記載のとおりでございます。

また、平成30年12月には配偶者暴力相談支援センターの機能を区に整備し、DV被害者支援のさらなる推進に向けて、DV相談専用ダイヤルの運用や相談員の対応力強化に向けた事例検討会の実施、新たに雇用したDV相談支援専門員による相談員への指導助言等取り組みを開始したところでございます。

一方で、これまで区民からお受けした御相談の情報が紙媒体のみにて管理されており、子家センの内部及び各子家セン間の情報共有を図っていく仕組みがございませんでした。また、各相談業務の利用者が重複する場合の名寄せがしづらく、利用者への一体的支援に向けた情報の集約も困難な状況がございました。

このような課題を解決していくため、このたび新たに、DV等相談記録管理システム、以下管理システムと言わせていただきますが、これを構築、運用することといたしました。システムの適切な構築、運用により、支所間及び人権・男女共同参画担当課での情報共有が画面を通じて可能になり、また、複数のニーズがあり、相談をしていた区民のデータの一元化などが可能になります。これらにより、要支援の区民や世帯へより適切、かつきめ細かな行政サービスを実現してまいります。そのため、システムへの個人情報の記録、システム保守の外部委託、クラウドサービス利用に伴う外部電子計算機との回線結合について諮問をお願いしております。

では、諮問内容3点について順に御説明をいたします。

第1、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録についてです。

電子計算機に記録する理由は、先ほど御説明したとおり、相談記録についての管理システムを構築して運用し、要支援の区民や世帯へより適切できめ細かな行政サービスを実現していくことを目的としております。

諮問の趣旨は、新たな個人情報の項目を区の電子計算機に記録することに伴い、個人情報保護条例第17条第4項の規定に基づき諮問するところでございます。

対象となる個人の範囲は、相談者、その子、家族、その他関係者です。

記録する個人情報の項目及び件数は別紙のとおりでございます。件数の合計は年間の延べ件数で約740件となります。

電子計算機に記録する方法でございますが、各総合支所保健福祉センター生活支援課職員が区の電子計算機を利用し、管理システムに入力いたします。

区の個人情報の保護管理体制は、区の情報セキュリティポリシー及び各総合支所保健福祉センター生活支援課の情報セキュリティ実施手順書を遵守いたします。

記録の開始時期は、新年度4月、5月でシステムの開発を行い、6月より継続して行ってまいります。

続きまして、本諮問の第2、外部委託に伴う個人情報の保護措置についてです。

件名は、管理システム運用保守業務委託となります。

委託の内容は、平成31年6月に予定しております管理システムの本稼働後、システム運用上の問合せ対応、障害対応等のシステム保守でございます。

なお、過去に各相談業務で対応した相談記録については管理システムにデータを移行させず、システム稼働後の対応から記録を開始するため、管理システムの構築時には委託先は個人情報を取り扱いません。

諮問の趣旨でございますが、管理システム運用保守業務を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせることに伴う条例第12条の規定に基づき諮問するところでございます。

対象となる個人の範囲、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数は、先ほど御説明いたしました1で御報告したとおりでございます。

なお、個人情報は全て区から委託先へ提供する、すなわち、区職員がシステムに入力したものに限られており、委託先が本人から収集するもの、区及び本人以外から委託先へ提供するものはともにございません。

個人情報を取り扱う場所は、世田谷区事務センター及びクラウドサービス事業者のデータセンターでございます。クラウドサービスについては後述いたします。

個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用はございません。

委託先との個人情報の授受の方法、委託先の電子機器を利用した個人情報の有無については、委託事業者は、世田谷区事務センターの電子計算機のみを使用するため、いずれもございません。

委託先の個人情報の保護管理体制、委託の条件はごらんのとおりでございます。

委託の開始時期及び期間は、第1と同様、平成31年6月より継続でございます。

なお、委託先は現在未定でございます。

続きまして、諮問第3、外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

結合する理由でございますが、新たに利用する管理システムについて、区の電子計算機

とクラウドサービス事業者の電子計算機の回線結合が必要となるためでございます。

回線結合の相手方はクラウドサービス事業者でございます。

諮問の趣旨でございますが、管理システムをクラウド上で使用するに当たり、区の電子計算機とクラウドサービス事業者の電子計算機を回線結合することに伴い、条例第18条の規定に基づき諮問するところでございます。

対象となる個人の範囲、回線結合する個人情報の項目は、本諮問の第1及び第2と同様でございます。

回線結合の方法でございますが、区とクラウドサービス間には専用回線で接続し、外部からネットワーク接続できないようになっております。また、専用回線は事務センターと本庁舎から2回線接続することで、一方に通信障害が発生しても継続してサービスが利用できる構成といたします。このあたりは、今年度、クラウドサービス利用に伴う回線結合にて諮問を行った他の案件と同様でございます。

相手方の個人情報の保護管理体制、次ページ、区の個人情報の保護管理体制は記載のとおりでございます。

最後の9、回線結合の開始時期でございますが、第1、第2の諮問と同様、平成31年6月より継続して行います。

御説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

会長 ありがとうございます。ただいまの件について御質問ありませんか。

委員 これは今まで紙媒体で管理されていたものを、これからは入力していくということなんですけれども、過去の紙媒体のものはその紙媒体のままで残って、そうすると、これから相談に応じていろいろと状況を把握するのに、片方はディスプレイ、片方は紙媒体、やりにくくないのかなと思ったんですが、そこら辺は大丈夫なんですか。

北沢総合支所保健福祉センター生活支援課副参事 現在も紙台帳で管理はしておりますけれども、それを全部入力するようになりますと逆にコストがかかってしまう。あと、こちらから積極的に過去のことを連絡することはありませんので、利用する場面と比べてちょっとコストが大き過ぎるかなと。継続するものにおきましては、システムの中に、以降については過年度の紙台帳の何番に入っていますという形で運用することで担保はされると考えております。そのように運用しようと考えております。

委員 わかりました。

委員 今のものとも関連があるんですけれども、要は、今までの過去の相談業務で対応した

相談記録はそのまま紙ベースで持っていますよと。新たにこれから行うものについてシステムをまず開発しますよと。そのシステム開発する部分と運用保守の関係を委託しますよという話ですよ。その場合に、入力自体もこれは委託じゃなくて、入力自体は、35ページにあるように、職員が区の電子計算機に対して入力作業を行っていく、こういう形なわけです。

北沢総合支所保健福祉センター生活支援課副参事　そうです。

委員　その入力されたものを、その管理システムとして運用保守を行うのは、委託先事業者が行いますという関係で、そうすると、従来から紙台帳とシステムの中で管理されているものとの並行管理をしていく形になるという理解ですね。

北沢総合支所保健福祉センター生活支援課副参事　はい。継続している案件については、一定期間、並行運用の過程があるということも考えています。

委員　わかりました。

会長　39ページに個人情報の項目一覧があるんですが、これは現行と同じと理解してよろしいですか。

北沢総合支所保健福祉センター生活支援課副参事　現行の内容になっておりまして、かつ最低限のものに絞ってあります。業務に必要なものになっております。

委員　今会長が聴かれたところと関係するんですけれども、紙ベースのときは、これは紙に書かれていると思うんですが、今度、電子媒体になったときに、この文字情報のみですつといくのか、また、電子媒体だと音声情報とかも取り込むことが簡単にできるし、写真とかも、これは文字のみなのか、あとはどういう量なのかということをお教えいただけますか。

北沢総合支所保健福祉センター生活支援課副参事　まず情報につきましては文字情報で考えております。

委員　文字情報のみ。

北沢総合支所保健福祉センター生活支援課副参事　文字情報のみで考えております。

委員　今後も。

北沢総合支所保健福祉センター生活支援課副参事　今後も、はい。量ですけれども、こちらに件数のほうは書いてあります。個々の量につきましては、その方の語りによりますので、多分項目の後に経過ですとか相談状況というところは、一定期間の文字数と考えております。

委員 お伺いしたいのは、例えば相談内容とかであったら何文字までということではなくて、無制限という。

北沢総合支所保健福祉センター生活支援課副参事 システム的にはメモ情報ですね、無制限というふうになっております。

委員 文字量は無制限。

北沢総合支所保健福祉センター生活支援課副参事 例えば40字までとか、そういった制限は設けないことになっておりますので、その方から聴き取った経過ですとか記録を入力する形になります。

委員 ということは、紙のときよりも量が多くなるのは予想されるという形。

北沢総合支所保健福祉センター生活支援課副参事 紙のときも、その方によっては、もちろん聴き取り手のスキルもありますけれども、やはり用紙に2枚、3枚とつながりますし、継続してずっと相談に来る方なんかは何年分もたまっていきますので、それなりの容量は確保しております。テキストなので、それほど動画のような大容量にはならないとは考えております。

委員 もう1つよろしいですか。もう1つは、安全上に大変注意していた案だとは思いますが、38ページの(3)の「事故等の発生時に、区はクラウドサービス事業者の操作記録の開示を求めることができる」、それはそう、そこまでは絶対。この後、クラウドサービス事業者は操作記録の開示を求められたら、例えば72時間以内に開示しなければならないとか、遅滞なく開示しなければならないとか、そこまでは求めないので書いてないのか、その辺をお伺いしたいんですけれども。

北沢総合支所保健福祉センター生活支援課副参事 まず、私の方から、実務的にはクラウドを利用するということにつきましては、現在、政府方針もクラウド・バイ・デフォルト原則ですし、区としてもクラウドを利用しているということで、こちらもそれを前提としてこちらには記入しております。もちろんどんなクラウドでもいいというわけではなくて、相応のセキュリティを情報政策課で課しておりますので、その前提であれば、一般データセンターと変わらないセキュリティ水準、事故対処の水準を担保していると考えておりますので、こちらの事故としては一定程度の書き方で抑えております。詳細なセキュリティの管理については、情報政策課長でよろしいでしょうか。

委員 すみません、私が聴いているのはそこじゃなくて、トラブルが起きた後、操作記録の

開示を求めた後に何が起こるかを聴いているんですけども。

北沢総合支所保健福祉センター生活支援課副参事 操作記録を求めた後に、こちらのほうとしての事後の事故処理というか、そういった形のものでしょうか。

委員 操作記録の開示を求められることができるというので、操作記録の開示を求めました。その後どうということになるのか、そこまで決めているのかなというところを伺いたい。

北沢総合支所保健福祉センター生活支援課副参事 まずは区の情報セキュリティ手順に沿って、こちらのほうでは事後の対応をいたしますけれども、そちらではなくて……。

副会長 そうではなくて、クラウド業者が開示するかどうか、どうやって担保するかというのを聴きになりたいんです。

委員 そうです。

北沢総合支所保健福祉センター生活支援課副参事 クラウド業者が、こっちが要望したらば開示してくれるかどうかというところですか。

委員 その担保、これでできているとは思わないのでお伺いしているんですけども。

北沢総合支所保健福祉センター生活支援課副参事 なるほど。そうすると、クラウドのほうの……。

人権・男女共同参画担当課長 情報政策課じゃないとお答えできません。

情報政策課長 従来利用しているクラウドの業者については、開示請求をした場合に、今は開示していただけるという契約をしております。同じところに契約することによって担保される場所なんです。

委員 大げさに言うと、100年後に開示してもだめなわけで、どういうスパンで、その間にいろいろな調整が起こらない、例えば48時間以内であるか、72時間であるとか、そういう目安というのは決まっているのかなと。その辺がもし決まっているのであれば教えていただきたいと思うところなんです。

情報政策課情報政策担当係長 今多分委員が求められている記録に関して言うと、誰がどのデータにアクセスしたかとか、そういうものが主だと思うんですけども、それについては、このクラウド事業者が持っている記録というよりは、システムが持っている記録、今回構築するシステムが持っている記録であり、かつその運用保守業者、今回委託にかける運用保守業者がそのデータを調べるような形になります。

委員 調べますよね。その開示を求めて、それは何日後ぐらいに出てくるものか。

情報政策課情報政策担当係長 それは特に運用保守業者に対して何時間ということは決めて

はいないですけれども、基本的には即日対応だと考えております。

委員 即日。

情報政策課情報政策担当係長 はい。

委員 ありがとうございます。

委員 39ページの個人情報の項目及び件数ということで、例えばDV、配偶者暴力等被害者支援業務、この中に、例えば先ほど写真だとかそういった情報はどのようなのでしょうかという話があったような気がしますけれども、このDVに関しては、写真とかは私個人では必要だと思っているんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

北沢総合支所保健福祉センター生活支援課副参事 システム上では管理はいたしません。もちろん本人が持って、それを警察のほうに証拠として持っていくことはもちろんあると思いますけれども、このシステム上でそれを管理はいたしません。

会長 ほかにありますでしょうか。 ないようでしたら、お諮りいたします。

本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第816号については異議なしと認めます。

(3) その他報告事項

個人情報を取り扱う業務に対するモバイルワーク試行(第2フェーズ)の実施について

会長 次に、その他報告事項に移ります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

資料の41ページをごらんください。個人情報を取り扱う業務に対するモバイルワーク試行(第2フェーズ)の実施についてでございます。

所管課は、政策経営部情報政策課でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

情報政策課長 個人情報を取り扱う業務に対するモバイルワーク試行(第2フェーズ)の実施について御報告いたします。

1、経緯としましては、近年の無線通信技術、セキュリティ技術の発達、タブレット端末やモバイルPCの普及などにより、庁内ネットワークへの接続環境を外出時等庁外においても拡張することで考えております。既に民間企業のほか、省庁や地方自治体において

もモバイルワークなどの導入による業務効率化の向上や働き方改革に取り組む事例が増えています。

このような中、区においても情報化推進計画・情報化事業計画に基づき、モバイル端末を使用して、場所などにとらわれない柔軟な働き方を可能とするために、モバイル接続ネットワーク環境の整備を進めてきました。具体的な取組みとしては、平成29年度末より第1フェーズとして、個人情報を取り扱わない業務についてモバイルワーク試行を実施しており、一定の効果が見られております。

これまでは個人情報保護審議会において情報提供いたしておりませんが、このたび、モバイルワーク試行拡大に向けた第2フェーズの取組みとして、平成31年度、2019年度に個人情報を取り扱う業務に対するモバイルワークの試行を実施することについて報告いたします。

モバイルワークの試行については以下のとおりです。

(1) 基本方針

試行実施期間は、平成29年度から平成31年度末までの2年間とし、外出時にモバイル端末利用における業務効率の向上や職員の負荷軽減の測定及びセキュリティ対策上の課題解決を中心に検証を実施します。

業務に与える影響及び課題を考慮し、個人情報を取り扱わない業務と取り扱う業務に分けて段階的に検証します。

そして第1フェーズとしまして、個人情報を取り扱わない業務での試行、平成29年度末より実施中ですが、ファイルサーバー内の文書処理や、人事、文書、財務システムの外出先からの処理、その他、通常ユーザーで操作できる業務システムの操作などを行ってまいりました。

第2フェーズとしましては、個人情報を取り扱う業務での試行ということで、平成31年度より実施予定でございます。個人情報を取り扱う業務システムなどを外出先から操作し、外部からの基幹系システム、住民記録、住民税、国保などが入っているS K Y 2システム、保健福祉系システムの利用などがございます。

モバイルワークの構成としましては、別紙の構成図のとおりになります。45ページをごらんください。1番左側が職員が操作する端末です。無線といっても、N T Tドコモの電話回線の無線を使って限られた端末しかアクセスできないような形で、N T Tの電話局、

の閉域モバイルサービスに入ります。入った以降は、様々な認証などで庁内のほうに入

っていくという仕組みになっております。

なお、電話局と区の間については専用回線を利用します。

お戻りいただいて、42ページですけれども、3、モバイルワーク試行（第2フェーズ）の取組みについて。

（1）試行対象所管課、対象業務及び取り扱う個人情報の項目については以下の までになります。

としましては、世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課でございますが、内容については記載のとおりです。

次に、世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課で利用いたします。利用の内容については記載のとおりです。

玉川総合支所保健福祉センター生活支援員課のうち、子ども家庭支援センターにおいて利用いたします。

上記 から においては、他の総合支所でも同様の業務を行う所管がありますが、今回試行希望のあったところのみ実施し、結果を受けて、ほかの総合支所にも普及します。

障害福祉担当部障害施策推進課で利用いたします。

子ども・若者部児童相談所開設準備担当課においても記載のとおり利用を予定しております。

みどり33推進担当部みどり政策課においても記載のとおり利用いたします。

教育政策部教育指導課においても、指導主事における作業において記載のとおり利用する予定でございます。

（2）第2フェーズにおけるセキュリティ対策ですが、モバイルワーク試行におけるセキュリティ対策においては、以下に掲げる複数の対策を第1フェーズの実施開始等に既に実施しており、第2フェーズにおいても、現行の庁内ネットワークと同様の安全性を確保することにいたします。さらに第2フェーズにおいては、個人情報を取り扱う業務の特殊性を考慮して、使用する機器の画面にのぞき見防止用のフィルターをつけるなど、個人情報などの漏えい防止を施す対策を講じます。

モバイルワーク試行におけるセキュリティ対策としては、多要素認証、ICカードとパスワードの2要素ですけれども、この2要素での認証を行います。

また は、先ほど御説明した閉域モバイルサービスとして、契約して許可された機器のみが通信できる無線移動体通信、いわゆる携帯電話の回線で使うもの、この回線を利用し

て、中継局 - 事務センター間については、先ほど申したとおり、専用の回線で接続いたします。事務センター以外の接続はできないことから、専用の通信サービスになります。

はクライアント証明書認証ということで、あらかじめ端末に専用の証明書情報を登録して、その端末しか通信を許可しないようにいたします。

閉域接続設定ということで、相互のゲートウェイ IP 間という通信機器やパソコンに定められた IP アドレスだけを疎通可能として、そのほかは外部からの接続はできないようにいたします。

庁内ユーザー認証ということで、庁舎内で端末を使用する際と同様の認証を機械的に行い、庁内ネットワークの利用範囲はあらかじめユーザーに付与した権限だけを利用するようにいたします。

仮想デスクトップということで、端末自体ではシステムを動かさないで、仮想で画面の内容のみ転送して使用するパソコンには、データが残らないようにします。

ファイルサーバー等への接続ということで、仮想デスクトップを通して各システムを利用する場合は、特定のファイルサーバーだけを接続するようにいたします。

最後に、モバイル端末管理ということで、モバイル端末の操作ログや、紛失時へのリモート接続や端末の利用の停止を行います。こういったセキュリティ対策を行ってまいります。

4、今後のスケジュールですが、31年度の4月にモバイルPCを準備し、5月に試行対象職場へのモバイルPCの設置、同6月に個人情報を取り扱う第2フェーズの試行を開始いたします。平成32年の4月には、モバイルワークの本格実施を考えております。

説明は以上になります。

会長 ただいまの件について質問がありますでしょうか。

委員 ちょっと教えてください。かなり専門的な話になっているかと思うんですが、端末についてかなりセキュリティというか、多重防護の関係で相当なチェック、ハードルが入っているということはよくわかるんですが、幾らその端末や端末を使用する者の認証確認がうまくいった場合でも、43ページのところにちょっと触れられていますけれども、のぞき見防止という問題ですね。要するにのぞき見というのは、これは今のATMなんかのところでも操作に関してもいろんな形で情報をとって、それを使って、本人が知らないうちに、もしくは本人の意思に反した者が行うなんていうことも間々ございますから、ここののぞき見防止のところの問題は、これはかなり厳格にやっついていかないと、これからは庁内

で執務室でやっている場合とは全然異なりますし、やっぱり庁外、特に外部で、あるいは外部の一定のデスクワークのところでやっている場合にもいろんなものが飛び交っていますので、そのところの扱いは大丈夫なんでしょうねということ。

それから、これは44ページに仮想デスクトップという形で、ここでさらにチェックをしますよということなのですが、ただ、ここに至る端末のところはずうっとチェックがかかって、それを全部クリアしていったらそこに到達をして、そこに来たものはそこでさらにどういうふうなチェックが行われるのか、この44ページの記述だけではあまり読み取りができないので、恐らくあらゆる場合を想定してということで準備はされているかと思うんですけども、その辺のいろんな想定される懸念に対する対応についてお考え方なり、こういうふうな仕組みなんですよということをちょっと御説明いただければ幸いです。

情報政策課情報政策担当係長 まず、のぞき見防止に関しましては、これは操作する人に教育といいますか、研修等でちゃんと説明をしてきて、その運用基準の中で守っていただくということがございます。

あと、端末に関してなんですけれども、委員お話いただいたとおり幾つかの、多重でいろいろな認証がかかっているということで、まず回線が庁内で使うときは全く違う回線になりますので、その安全性を幾つかのところ担保しています。それが暗号化であったりとか、あるいは端末自体に証明書があって、その端末でないとアクセスができないとか、あるいはもしその端末を紛失したような場合には、直ちにこの管理システムというものからシステム、通信をとめてしまうというような対策をしています。あと、もちろんその回線についてはその端末からしか庁内のネットワークにはアクセスできないという仕組みになっています。

庁内のネットワークに入ってから、今の有線で使っている、今職場で使っているパソコンと同じような動きはするんですけども、ただ、違うのが1つだけ、仮想デスクトップと言われているものにしかアクセスができなくて、その仮想デスクトップを通してほかの、例えば今回でいうS K Yシステムとか、保健福祉のシステムにアクセスできるようにする。それはなぜかという、外にある端末から直接業務システムにアクセスできてしまうとデータが流れるんですけども、今回、この仮想デスクトップにしかアクセスできないことによって、その無線のところを流れるデータというのは全部画面のデータだけで、データは流れない、そういうためにそういう措置をとらせていただくということ。なるべくいろいろなところのリスクを1つずつなくしていくような形で考えているということ

す。

委員 ありがとうございます。

委員 第2フェーズで個人情報を庁外に出すわけなんですけれども、持ち運ぶわけなんですけど、個人情報といっても持ち運んでやるのが適当なものと適当でないもの、両方あると私は思うんですけれども、その切り分けなしに今、全部ごちゃっとあるように私は思っているんです。

例えば42ページの なんですけれども、虐待通告についてとあるんですが、昨今痛ましい事件があった後なので、そういう虐待についてのいろいろな相談履歴等情報の確認のために、これは情報を外に持ち歩くわけなんですけれども、事件のほうは、来た父親にコピーを手渡してしまったというわけです。積極的に役所の外にこのセンシティブな情報が出ていくんですけれども、これは今、のぞき見どころか、女性の職員の人が行ったときに、ちょっと見せろとかって強奪されるケースも将来的にゼロではないというふうに思うし、暴力的な場面に遭遇することも考えれば、特に なんか適当じゃない個人情報もまじっているのかなと思うんです。これは見直しとか、どういうものが適当で、このモバイルワーク第2フェーズに適当、適当じゃないという切り分けの基準とかあれば教えていただきたいんですけれども。

情報政策課情報政策担当係長 この部分、第2フェーズについては、一連のモバイルワークの試行の中で、一応各課で拡大に向けた調査をしています。その中で、それぞれの所管のほうでモバイルワークの試行をします。その中で、それぞれの所管で個人情報があるものについて上がってきたものを今回やろうということですので、特にだめなものとかいいものとかというのは、正直なところ、今のところ切り分けはしていません。

委員 そうすると、だめなものも危ないものも含めて一緒にいいよということとはできないというのが私の立場なんですけれども、例えば の虐待の通告とかであれば、ICレコーダーを持っていくだけでもいいですし、相談に乗るといって、そういう危険な子どもの生命や安全にかかわるようなことであれば、何もこの第2フェーズで持ち歩く必要もないというのが私の考えです。

情報政策課長 今までも紙の状態ですべてに資料は持っていつている。何も知識なく訪問することはないわけですね。虐待の可能性があるとところに行ったとき、過去の記録であるとか情報は紙で持っていつて、その紙をなくすことよりは、このモバイルパソコンで持つていくほうがより安全じゃないかという発想なんです。

委員 私はそういうふうに思わなかったのです。

情報政策課長 裸で行って、何も持たない状態で行って、こちらからはその都度、電話で区役所に問い合わせるというよりは、持っていくほうが合理的と我々は思っています。

委員 訪問する前に必要な情報は予習していくものと思っただけですけども、対面するとき、紙を見ながら何か相談、外で働くということを想定されていますか。

情報政策課長 児相自体、今区ではやっていないので、今、実際に各地の児童相談所に派遣される者が検討しておるんですけども、過去の記録自体は何らかの形で持っていかないと、全てを記録する……。

委員 役所の安全なところで見るのは当然のことなんですけれども、ただ、これは取られちゃうかもしれないところで、紙であっても何であっても安全配慮を考えればなおさら、紙であっても何でも持ち歩くのに適当ではないなというのが私の考えです。

情報政策課長 我々は今までにそういう資料を持ち出さなきゃいけないときとか、持っていないからこそできなかった相談を、このモバイルワークによって相談が可能であったりするということが我々の目的なので、我々としては、これはぜひ御理解いただいて、資料を見ながら、情報を見ながら相談していきたいと思っています。

委員 私、対面でやるときは人を見ながらだと思っただけですよ。資料を読み込むのはその前の段階であって、よりよくなるんだったらいいんですけども、これはよりよくなるための提案というふうに思えなかったのです。どういう基準で外に出すのか出さないのかありますかと言ったら、基準はまだ、個人情報でこれを出したほうがいい、モバイルワークになじまないとか、特にそういう基準はない。私は については安全性を担保されているのかなというところでちょっと不安になったことなので、今お伺いしました。

情報政策課情報政策担当係長 1つには、情報を持ち出すというよりも、外から見ると、この端末の中には何も情報は入っておりません。まず1つそれがあります。

それから、記録なんですけれども、先ほどの課長の話のとおり、紙で今現在幾ばくかの情報を持っていくものだと思っています。その紛失のリスクというのは逆にかなり下がるはずなんです。あとは相談の業務、確かに常に画面を見ながら相談ということはあり得ないと思っただけですけども、何か問合せがあって、そこに端末があれば、その場で答えられたことを、では、一旦持ち帰って調べてきますとか、そういう機会が減るのではないかなというふうに思っております。

委員 どの程度の効率化を見込んで言っていらっしゃるんですか。

情報政策課情報政策担当係長 特に数値化というのはしていないと思うんですけども、多分今回試行で出してきたところについては、それなりに業務を進める中で、これを行うことによって業務が効率化される、あるいはサービスが向上するというもとの試行希望を出してきていると思いますので、その効果を検証するのが試行のフェーズというふうに考えております。

委員 それは安全なところで、別の 以外のところで、生命安全にかかわりがないところでやってみてというならいいですけども、いきなりこういう虐待とかというので、痛ましい事故が起きた後に、何もこれでチャレンジしなくてもなというのは私の意見ですし、それで幾つの工数が効率化できたかという具体的な数値もないイメージの段階でなじむのかなと思って、私はなじまないというふうな意見を持っています。

情報政策課情報政策担当係長 第1フェーズでは個人情報扱わない、今先行でやっているものについては一応効果を上げてもらっていますので、個人情報の第2フェーズの部分についても、実際にどうだったのかというのを上げてもらって、それを見て、継続するのか、それとも場合によっては効果がなければ事業をやめるとかという判断も多分出てくるかと思いますが、そういうふうなところで、今後はちょっと検討していきたいなと思っています。

委員 個人情報全部のことではなくて、 の生命安全にかかわるような、なじむもの、なじまないものという基準がある程度必要であるし、なじまないものもありますねというのが私の意見なんです。全部を反対しているわけではありません。

総務部長 今、委員がおっしゃったように、 のケースは児童相談所のケースで、報道にもありますように親の圧力がすごく高くて書類を渡しちゃったとか、ましてや取られちゃうみたいなケースもないことはないかもしれません。私どもの児童相談所を開設するのは32年からなんですけれども、その前に試行ということで、子ども家庭支援センターとか寄り添った支援をする機関を中心にやっていくことですけども、ここの準備担当課のほうも、今回のケースのような話はわかっていないわけじゃないと思います。運用するに当たっては、この場でそういう御意見をいただいて、不安がある、きっちりやらなきゃいけないという御意見があったことは十分伝えてまいりたいと思いますし、そこはこの課のもう命ですから、情報が取られて、その後大変なことにならないようにしっかりやってもらうように伝えますし、検証の中でそれはちゃんと答え、やり方とか出してもらうようにします。御意見として受けとめさせていただいて行かせていただければと思っています。よ

ろしくお願いします。

会長 第1フェーズで問題はなかったということが報告に出てくると楽なんですよ。何ら問題がなかったのも、第2フェーズだと私は理解しているんですけども、我々はあまり頭がよくないものですから、特に43ページ以降のモバイルワーク試行におけるセキュリティ対策、これがじっくり理解できていないんですよ。だから、情報の問題もありますけれども、専門家から見れば、このシステム自体、モバイルの対策がちゃんとできているんだというのが書いてあるんだと思うんですよ。我々から見てそこがどうも腑に落ちないというのがまず私の素直なところなので、まずはここはやるんでしょうけれども、今の情報の点もちょっと検討してください。

あと、説明ももうちょっとわかるようにやっていただくと次に進むんじゃないかなと思います。一応これは審議でもないのだから報告事項ですから、報告に対してこのような意見があったということで、またいずれ第2フェーズの中間とか最終報告をいただいて、どうなったのかというふうに見たいと思いますので、今回はそのように意見を述べさせていただいて進めていただくということだと思っておりますので、よろしいでしょうか。

ほかに御意見があれば受けます。私に変にまとめちゃったような形で申し訳ありませんが、ないようでしたら、ただいまの報告を了解し、御検討いただくということをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次回の日程について、事務局から報告をお願いします。

区政情報課長 長時間ありがとうございます。次回の日程ですが、本日、会議次第にも記載しておりますが、平成31年度になります。第1回の審議会につきましては、平成31年4月23日火曜日午前10時からの開催を予定しております。会場は、第1庁舎5階庁議室、こちらでございます。近づいてまいりましたら通知をお送りいたしますので、御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

3. 閉 会

会長 それでは、全て審議は終わりましたので、閉会といたします。